



国際ロータリー第 2690 地区
次期クラブロータリー財団委員長研修会
地区補助金管理セミナー

日時：2018 年 12 月 9 日(日)12:45～14:30

会場：出雲ロイヤルホテル

主催：国際ロータリー第 2690 地区

地区ガバナーエレクト 古瀬 俱之

目 次

国際ロータリー第 2690 地区次期クラブロータリー財団委員長研修会・地区補助金管理セミナー プログラム	1
地区役員出席者名簿	2
講演 「ロータリー財団のミッション」 地区ロータリー財団委員長 池上 正	3
奉仕プロジェクト事例発表「出雲の大しめ縄を学ぼう！」 2017-18年度 出雲南ロータリークラブ社会奉仕委員長 小川 敬	19
発表①「2018-19 年度 地区補助金プロジェクトと災害支援のための臨時費使用について」 地区補助金小委員会委員長 田中信行	27
発表②「2019-20 年度地区補助金プロジェクトの実施に向けて」 次期地区補助金小委員会委員長 伊藤直子	37
1 ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件 (2018 年 6 月)	55
2 2019-20 年度地区補助金に関する地区申合せルールとプロジェクトの適合資格	70
3 2019-20 年度地区補助金書類	
① 地区補助金報告書 提出届 ならびに チェック表	72
②【別紙】地区補助金報告書：A-4フラットファイルへの表記法	73
③ クラブの覚書 (MOU) RI 第 2690 地区 地区補助金用	74
④ ロータリー財団 地区補助金申請書	76
⑤【別紙】プロジェクト予算書	78
地区補助金プロジェクトの協力団体に関する参加陳述書	79
⑥ 地区補助金 専用口座届出書	80
⑦ 申請済みプロジェクトの変更届	81
⑧ ロータリー財団 地区補助金報告書	82
⑨【地区指定様式 1】財務報告書	84
⑩【地区指定様式 2】補助金での購入品管理表	86
⑪【地区指定様式 3】資金引出し承認署名簿	87
4 2019-20 年度 地区補助金プロジェクト適合資格チェックリスト／地区補助金申請書記載事項チェックリスト	88
5 重点分野の基本方針	89
6 持続可能なプロジェクトの立案 6 つのステップ	100
7 地区の参加資格認定：覚書 (MOU)	101
8 クラブの参加資格認定：覚書 (MOU)	106
9 2019-20 年度 グローバル補助金奨学生 募集要項	109
10 2019-20 年度 地区補助金奨学生 募集要項	111
出席報告	113

国際ロータリー第 2690 地区

次期クラブロータリー財団委員長研修会・地区補助金管理セミナー プログラム

日時：2018 年 12 月 9 日（日）12：45～14：30

会場：出雲ロイヤルホテル 平安の間

司会：財団資金管理小委員会副委員長 伊藤 浩

12：15 登録・受付

12：45 開会・点鐘

地区ガバナーエレクト 古瀬 俱之

ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱

地区役員紹介

次期地区代表幹事 岸 篤彦

地区ガバナーエレクト挨拶

地区ガバナーエレクト 古瀬 俱之

次期地区研修リーダー挨拶

次期地区研修リーダー 松本 祐二

講演「ロータリー財団のミッション」

地区ロータリー財団委員長 池上 正

奉仕プロジェクト事例発表

「出雲の大しめ縄を学ぼう！」

2017-18 年度 出雲南 R C 社会奉仕委員長 小川 敬

地区補助金管理セミナー

①2018-19 年度地区補助金プロジェクトと災害支援のための臨時費使用について

地区補助金小委員会委員長 田中 信行

②2019-20 年度地区補助金プロジェクト実施に向けて

次期地区補助金小委員会委員長 伊藤 直子

質疑・応答

講評

地区ガバナー 末長 範彦

14：30 閉会・点鐘

地区ガバナーエレクト 古瀬 俱之

地区役員出席者名簿

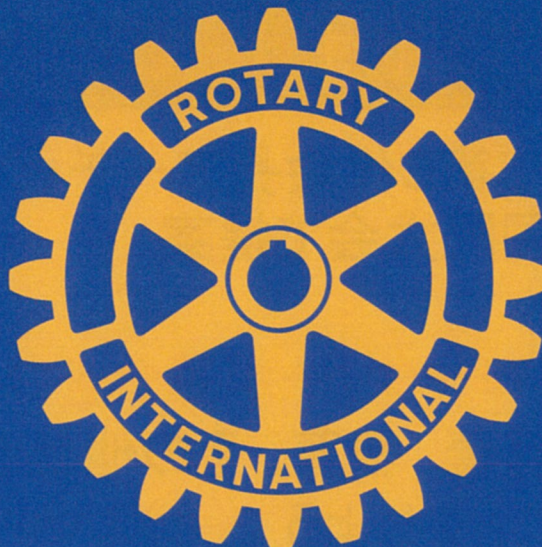
地区ガバナー	末長 範彦
地区ガバナーエレクト	古瀬 俱之
地区ガバナーノミニー	菊池 捷男
地区ロータリー財団委員会委員長・パストガバナー	池上 正
地区ロータリー財団委員会アドバイザー・パストガバナー	伊藤 文利
次期地区研修リーダー・パストガバナー	松本 祐二
第1 グループ次期ガバナー補佐	村木 晴一
第2 グループ次期ガバナー補佐	越河 允
第3 グループ次期ガバナー補佐	矢田 和弘
第4 グループ次期ガバナー補佐	佐々木哲也
第5 グループ次期ガバナー補佐	高橋 功一
第6 グループ次期ガバナー補佐	金谷 晋爾
第7 グループ次期ガバナー補佐	楠戸登美夫
第8 グループ次期ガバナー補佐	原 武仁
第9 グループ次期ガバナー補佐	岡本富美子
第10 グループ次期ガバナー補佐	今井 健
第11 グループ次期ガバナー補佐	油谷 直幸
地区代表幹事	洗井 健一
次期地区代表幹事	岸 篤彦
次々期地区代表幹事	末吉 誠一
地区補助金小委員会委員長	田中 信行
次期地区補助金小委員会委員長	伊藤 直子
地区補助金小委員会委員	小林 哲
地区補助金小委員会委員	田儀 政司
地区補助金小委員会委員	森 彰
職業研修チーム小委員会副委員長	石橋 尚子
資金推進小委員会副委員長	布野 規子
財団資金管理小委員会副委員長	伊藤 浩
ポリオプラス小委員会副委員長	永田 数子

講 演

「ロータリー財団のミッション」

地区ロータリー財団委員長 池上 正

ロータリー財団の ミッション



人の価値は人から与えられるものではなく人に与えるものでこそ測られるものだ。アインシュタイン
ロータリーでは世界で行った良いこと、そしてよいことを行える能力によって人の価値を図ります。



2018-19年度 地区ロータリー財団委員長
パストガバナー 池上 正(倉敷南RC)

2

内容

1. ロータリー財団とは
2. ロータリー財団のプログラム
 - 2-1. ポリオプラス・プログラム
 - 2-2. ロータリー平和フェローシップ
 - 2-3. 地区補助金とグローバル補助金
 - 2-3-1. グローバル補助金



3. クラブ内協力体制の構築
4. ロータリー財団への寄付
5. 財団資金のしくみ
6. ロータリー財団の財務
7. ロータリー財団に関する情報



1. ロータリー財団とは(1) はじまり

RI第6代会長アーチ・クランフが1917年の
国際大会で提案

「**ロータリーが基金をつくり、全世界的な規模で
慈善、教育、その他社会奉仕の分野で、何かよい
ことをしようではないか**」と提案し、**その基金として
発足した非営利財団法人。**

正式名称: The Rotary Foundation of
Rotary International



1. ロータリー財団とは(2) ロータリー財団の使命

「**ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支
援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理
解、親善、平和を達成できるようにすること**」

ロータリー財団の基金は、ロータリー会員および、より良い世界を
築こうというビジョンを共有する財団支援者からの自発的な寄付に
よって支えられています。寄付はロータリー財団の補助金となり、
助けを必要とする地域社会に持続可能な変化をもたらす活動に
役立てられています。



1. ロータリー財団とは(3) ロータリー財団の歴史

- 1905 ポール・ハリスほか3人によりシカゴにロータリークラブ創設
 - 1917 アーチ・クランフ会長が年次大会でロータリー財団の基金の設置を提案
 - 1928 ロータリー財団と正式に命名
 - 1947 後に「国際親善奨学金」となる財団初のプログラム「高等教育のためのフェローシップ」を開始
 - 1965 研究グループ交換(GSE)を創設
 - 1978 「保健、飢餓追放、人間性尊重(3-H)補助金プログラム」を開始
 - 1985 全世界でポリオの撲滅をめざす「ポリオプラス・プログラム」を設置
 - 1987-88 「ロータリー平和フェローシップ」創設のきっかけとなる初めての平和フォーラムが開催される
 - 2013 グローバルなニーズに応えられるよう新しい補助金モデル(地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラント*)を導入
 - 2017 ロータリー財団100周年 *パッケージ・グラントは検討の結果 2014年10月にて終了
- 1917年に26ドル50セントの寄付から始まったロータリー財団は、10億ドル以上の寄付を受けるとの大きな財団に成長しました。ロータリー財団は多くの方々に支えられ、人道的分野や教育面での支援活動を続けています。

2. ロータリー財団のプログラム

**END
POLIO
NOW**

ポリオプラス・プログラム

ロータリーの最優先項目。
ポリオ常在国、ウィルス流入国、
高リスク国を中心とした世界の
ポリオ撲滅のための取り組み。

* 職業研修チーム
専門職業人のグループが海外に赴き、
スキルや知識を学んだり、現地の専門
職業人にスキルや知識を提供するもの

The
Rotary
Foundation



ロータリー平和フェローシップ

世界に6つあるロータリー平和
センターの1つで、国際関係、
平和、紛争解決とその関連分野で
学ぶ学生への奨学金。

地区補助金・グローバル補助金

人びとによりよい生活をもたらし、
地域社会に貢献するロータリアンの
活動を支援するもの。

- ・ 人道的奉仕プロジェクト
- ・ 奨学金
- ・ 職業研修チーム*

2-1.ポリオプラス・プログラム(1) 成果と現状

END
POLIO
NOW

7

ロータリーは、1979年にフィリピンの子どもたちにポリオ予防接種をはじめて以来、パートナー団体とともに懸命に活動が続け、全世界でポリオの発症数を99.9パーセント減らすことに成功しました。1988年に35万件だった発症数も2015年にはわずか100件を下回りましたが、撲滅活動はまだ終わっていません。

活動資金の不足によって、ポリオ感染の危険が高い国で予防接種率が低くなる可能性があります。再流行が起きた場合、今後10年間に、毎年20万人以上の子どもがポリオによる身体まひの犠牲になると推定されています。撲滅に必要な15億ドルの資金のうち、2017年8月現在、28の国、組織、企業、個人からの誓約総額は13億ドルとなっています。



© Rotary International/Alyce Henson

2-1.ポリオプラス・プログラム(2) 現在のポリオ症例数

END
POLIO
NOW

8

野生株によるポリオ症例数

ポリオ	国	2018.1.1 ～11.6	2017年 (通年)	2016年 (通年)	2015年 (通年)
常在国	パキスタン	8	8	20	54
	アフガニスタン	19	14	13	20
	ナイジェリア	0	0	4 ※	0
常在国 以外	赤道ギニア	0	0	0	0
	イラク	0	0	0	0
	カメルーン	0	0	0	0
	シリア	0	0	0	0
	エチオピア	0	0	0	0
	ソマリア	0	0	0	0
世界合計		27	22	37	74

※ ナイジェリアは2014年7月以降、症例ゼロを1年間維持し、2015年9月にポリオ常在国リストから除外されましたが、2016年8月、2件の野生型ポリオウィルスの症例が世界保健機関（WHO）によって確認されました。

2-2.ロータリー平和 フェローシップ



9

6つのロータリー平和センター

修士号取得プログラム(15~24ヶ月)

デューク大学及びノースカロライナ大学(アメリカ)、
国際基督教大学(日本)、ブラッドフォード大学(イギリス)
クイーンズランド大学(オーストラリア)、ウプサラ大学(スウェーデン)

専門修了証取得プログラム(3ヶ月)

チュラロンコーン大学(タイ)

毎年、世界中から選ばれる最高100人のフェローが、ロータリー平和センター提携大学で学びます。**フェローシップには、授業料・入学金の全額、滞在費(宿舍・食費)、往復航空券、インターンシップと実地体験の費用が含まれます。**

創設から10年あまり、ロータリー平和センターは、平和構築の分野のキャリアを志す**1,000人以上の人材を輩出**してきました。その多くは、国連や世界銀行といった国際機関や草の根のNGOでリーダーシップを発揮し、より平和な世界を築くために活躍しています。

2-3. 地区補助金とグローバル補助金

10

地区補助金 DG

DG: District Grants

- ▶小規模、短期のプロジェクト
- ▶地元または海外での活動(2690地区ルール:地区内実施)
- ▶ロータリー財団の使命を支える活動
- ▶年に一度、地区に一括支給

グローバル補助金 GG

GG: Global Grants

- ▶大規模(合計予算30,000ドル以上)・長期のプロジェクト
- ▶持続可能・測定可能な成果をもたらす
- ▶重点分野に該当する活動
- ▶海外のクラブや地区と協力
- ▶WF(World Fund:国際財団活動資金)からの上乗せ

2-3-1. グローバル補助金(1)

6つの重点分野

平和と紛争予防／紛争解決
 疾病予防と治療
 水と衛生
 母子の健康
 基本的教育と識字率向上
 経済と地域社会の発展



© Rotary International/Alyce Henson

ロータリーは世界全体で重点分野を定め、できるだけ大きな活動成果をもたらすようグローバル補助金を通じて、**6つの分野の活動を重点的に支援**しています。

2-3-1. グローバル補助金(2)

2017-18年度 地区別承認件数(2018年6月末)

() 内累計 * パイロット期間(2010-13) 含む

地区	人道的	奨学金	VTT	合計 (累計*)	地区	人道的	奨学金	VTT	合計 (累計*)
2500	2	1	0	3 (17)	2680	1	1	1	3 (20)
2510	0	0	0	0 (5)	2690	0	0	0	0 (3)
2520	0	0	0	0 (8)	2700	1	1	0	2 (7)
2530	1	0	0	1 (5)	2710	2	2	0	4 (17)
2540	0	0	0	0 (0)	2720	0	1	0	1 (5)
2550	2	0	0	2 (5)	2730	2	0	0	2 (4)
2560	2	0	0	2 (10)	2740	0	0	0	0 (5)
2570	0	2	0	2 (9)	2750	4	4	0	8 (45)
2580	1	2	0	3 (22)	2760	5	2	1	8 (31)
2590	0	3	0	3 (17)	2770	0	2	0	2 (32)
2600	0	0	0	0 (2)	2780	2	4	0	6 (20)
2610	1	1	0	2 (8)	2790	1	1	0	2 (12)
2620	1	1	0	2 (12)	2800	1	0	0	1 (2)
2630	2	1	0	3 (5)	2820	6	2	0	8 (25)
2640	0	1	0	1 (2)	2830	2	1	0	3 (10)
2650	6	2	0	8 (30)	2840	2	1	0	3 (11)
2660	5	1	1	7 (38)	総計	53	38	5	96 (452)
2670	1	1	2	4 (8)					

2-3-1. グローバル補助金(3)

13

2017-18年度 プロジェクト例

2660地区(大阪府北部)、2750地区(東京・北マリアナ諸島・グアム・ミクロネシア・パラオ)

地区	活動の種類	プロジェクト名	実施国	主な重点分野
2660	人道的	Basic education support for childrens from the poor segment in Cebu Island.	フィリピン	基本的教育と識字率向上
		Hualien Shin-Cheng Primary School Project for Better Basic Education	台湾	基本的教育と識字率向上
		Kidney disease prevention and treatment	タイ	疾病予防と治療
		Disease Prevention and Treatment Focus on Heart Disease in Thailand	タイ	疾病予防と治療
		Awareness, Prevention, and Treatment of Diseases	タイ	疾病予防と治療
	VTT	VTT Project for Training Taiwanese Home Health Care Providers in Japan	日本	疾病予防と治療
	奨学金	GG SCH Daigo TAKAGI	イギリス	平和と紛争予防・紛争解決
2750	人道的	Educational support project in Cambodia	カンボジア	基本的教育と識字率向上
		To support Japan Heart's activities in Myanmar	ミャンマー	疾病予防と治療
		RCKM Radiology unit Project	スリランカ	疾病予防と治療
		Renovate restrooms in 11 schools in Saraburi, Khon Kaen, Chanthaburi and Udon Thani Provinces.	タイ	水と衛生
	奨学金	Global Grant Scholarship Kana Kobayashi	アメリカ	疾病予防と治療
		Global Grants Scholarship Kanta Matsumura	イギリス	経済と地域社会の発展
		Global Grant Scholarship Mr. Yu Funakoshi	アメリカ	母子の健康
		Global Grant Scholarship Nami Nakatani	イギリス	平和と紛争予防・紛争解決

2-3-1. グローバル補助金(4)

14

要件(1)

▶6つの重点分野の一つ以上に関連している 人道的プロジェクト

VTT(職業研修チーム)

奨学金

- ・奨学金は大学院レベルで1~4年間、地区補助金奨学金と同時選考(2019-20年度奨学金募集要項添付)

▶2つの国または地域での提唱

- ・海外の国または地域のクラブ・地区と共同で提唱
- ・提唱者以外のクラブや地区も参加可能

2-3-1. グローバル補助金(5)

要件(2)

15

▶支給額(WF)は15,000～200,000ドル

- ・DDF(地区財団活動資金)寄贈に対して100%、現金拠出に対しては50%を上乗せして支給(最低予算 30,000ドル)
- ・現金の場合は手續コストを賄うため5%上乗せして送金

(資金調達例)

ドル

地区・クラブ	DDF	現金	WF	合計
A地区(提唱)	5,000		5,000	10,000
B地区	5,000		5,000	10,000
Cクラブ(提唱)		5,000	2,500	7,500
Dクラブ		1,000	500	1,500
Dクラブ		4,000	2,000	6,000
合計	10,000	10,000	15,000	35,000

WF: World Fund

DDF: District Designated Fund

2-3-1. グローバル補助金(6)

要件(3)

16

▶ロータリーが存在する国や地域での実施

RI理事会が拡大に取り組んでいる国は例外になる場合あり

▶持続可能であること

ロータリーの活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいかなければならない

※ 申請時に受益社会のニーズ調査結果の提出が必要

▶測定可能であること

採用した評価基準によりプロジェクトの成果を測定する

▶12ヶ月ごとの中間報告、プロジェクト完了後2ヶ月以内の最終報告書提出が必要(申請はいつでも)



2-3-1. グローバル補助金(7) プロジェクト立案のヒント

17

【重点分野の目標】

プロジェクトの内容が大枠で重点分野に関連しているだけでは承認されません。「**重点分野の基本方針**」(添付)の目的と目標に直接的に適合することが必要

【持続可能性】

プロジェクトの重要な承認要件
「**持続可能なプロジェクトの立案
6つのステップ**」(添付)要参照

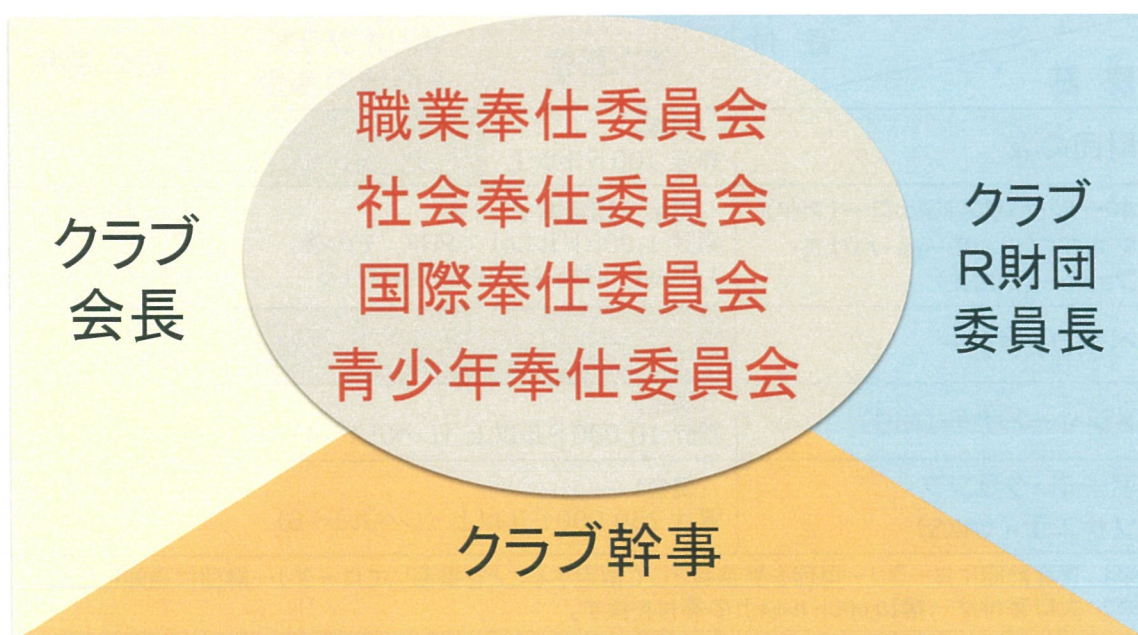


© Rotary International/Alyce Henson

3. クラブ内の協力体制の構築

18

奉仕プロジェクトの立案とクラブ役員の役割



4. ロータリー財団への寄付(1) 寄付の種類

寄付分類名		説明
年次基金	シェア	寄付の50%が3年後にDDF（地区財団活動資金）に、残りの50%はWF※1（国際財団活動資金）になる。
	WF	寄付を全額WF※1に指定できる。WFは、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用される。
	重点分野	6つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができる。
ポリオプラス		ポリオ撲滅活動を支援する。
恒久基金	シェア	元金はそのままに、収益の50%がDDFに、残りの50%がWFになる。例年10月頃に使用可能な収益が地区へ通知される。
	WF	収益の全額がWFになる。WFは、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用される。
	ロータリー平和センター	ロータリー平和センター維持費や奨学金など、プログラム全体に係る費用を支援する。
	冠名基金※2	冠名基金を保有している場合は自身の基金に寄付を追加することができる。
その他		承認済みのグローバル補助金への現金拠出や指定寄付、上記以外の臨時に設置された基金（災害復興基金など）への寄付。

2010年に認定された公益財団法人ロータリー日本財団を通じて寄付することで、税制上の優遇措置を受けることができる。

※1 WFは、必要に応じてその5%が運営費のために確保されることがある。

※2 冠名基金の設立についてのお問合せは、RI日本事務局 財団室まで。

4. ロータリー財団への寄付(2) 寄付の認証

個人に対する認証

認 証	寄 付		
	年次基金	ポリオプラス その他の基金	恒久基金
財団の友	(現金) 毎年 100ドル以上		
ポール・ハリス・フェロー(PHF) マルチプル・ポール・ハリス・ フェロー(MPHF)	(現金 + 認証ポイント) 累計 1,000ドル以上でPHF、その後 1,000ドル毎にMPHFが授与される		
ベネファクター			(現金) 1,000ドル以上 ※1
メジャードナー(MD)	(現金) 累計 10,000ドル以上 (レベル1~4) ※2		
アーチ・クラフ・ ソサエティ(AKS)	(現金) 累計 250,000ドル以上 (レベル1~6)		

※1 資産計画にロータリー財団を受益者として指定することを書面にてロータリー財団に通知した方。

※2 大口寄付は一括10,000ドル以上の寄付を指す。

クラブのバナー認証

「Every Rotarian, Every Year」クラブバナー
100%ロータリー財団寄付クラブバナー
100%ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ認証バナー
年次基金への一人当たりの寄付額上位3クラブ

4. ロータリー財団への寄付(3)

第2690地区 2017-18年度寄付事績 (ドル)

G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 1人当たり 寄付額	ホリオプラス その他	恒久基金
1	智 頭	9	11.11	-	-
	倉 吉	55	191.87	1,180	-
	倉吉中央	24	36.42	-	-
	倉吉東	45	112.55	1,273	-
	鳥 取	61	155.39	1,886	1,000
	鳥取中央	38	103.67	1,124	1,000
	鳥取北	48	129.73	942	-
2	鳥取西	52	106.87	365	-
	境 港	49	152.48	2,003	-
	米 子	66	176.93	2,511	-
	米子中央	33	103.58	-	-
3	米子東	102	101.95	4,256	-
	米子南	62	74.79	1,427	-
	松 江	69	141.31	5,582	-
	松江東	53	138.68	1,590	-
4	松江南	68	153.41	2,207	-
	松江しんじ湖	51	114.71	1,530	-
	隠岐西郷	22	8.50	-	-
	平 田	42	128.19	1,500	-
5	出 雲	52	176.43	2,688	1,000
	出雲中央	43	165.47	5,720	1,000
	出雲南	66	312.25	2,277	-
	大 社	53	137.31	1,500	1,000

G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 1人当たり 寄付額	ホリオプラス その他	恒久基金
5	江 津	36	134.00	616	-
	浜 田	56	153.88	2,400	-
	益 田	19	150.00	1,198	1,000
	益田西	23	190.02	11,034	1,000
6	大 田	28	129.94	1,000	-
	井 原	42	159.52	2,281	-
	笠 岡	43	198.78	2,304	1,000
	笠岡東	42	151.60	2,230	1,000
7	新 見	21	154.41	1,000	1,000
	総 社	29	96.80	468	-
	総社吉備路	32	173.71	930	-
	高 梁	41	150.63	1,283	-
8	玉 島	26	134.62	3,892	-
	児 島	25	141.00	750	-
	児島東	16	226.61	565	-
	倉 敷	82	201.75	9,393	-
9	倉敷中央	17	105.88	1,581	1,000
	倉敷東	40	150.00	4,223	-
	倉敷南	61	156.52	3,850	1,000
	倉敷水島	24	177.76	1,545	-
10	倉敷瀬戸内	37	151.35	1,110	-
	岡山旭川	25	156.00	915	-
	岡山中央	34	181.08	1,500	1,000
	岡山北	44	85.72	1,344	-
11	岡山南	158	190.51	24,000	76,000
	玉 野	35	151.03	4,194	-
	岡山備南	30	107.27	1,445	-
	岡山城	22	150.12	660	-
12	岡山岡南	26	166.86	1,830	-
	岡山丸の内	40	60.83	1,589	-
	岡山西	70	187.13	4,312	1,000
	岡山西南	56	284.43	1,680	-
地区			0.00	4,596	-
地区合計			3,023	157.94	160,368

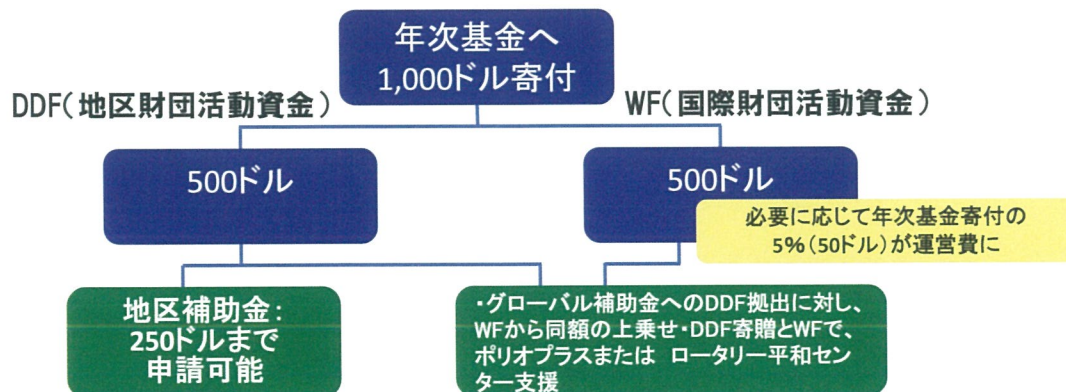
G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 1人当たり 寄付額	ホリオプラス その他	恒久基金
8	真 庭	34	119.47	-	-
	美 作	28	152.86	1,870	-
	津 山	83	106.70	775	-
	津山中央	26	105.22	-	1,000
9	津山西	31	206.96	320	1,000
	赤 磐	12	62.52	116	-
	備 前	54	144.44	1,431	-
	岡 山	110	275.56	4,793	1,000
10	岡山東	95	213.69	4,720	1,000
	岡山北西	53	150.59	1,591	-
	岡山後楽園	54	218.54	1,472	1,000
	岡山旭川	25	156.00	915	-
11	岡山中央	34	181.08	1,500	1,000
	岡山北	44	85.72	1,344	-
	岡山南	158	190.51	24,000	76,000
	玉 野	35	151.03	4,194	-
12	岡山備南	30	107.27	1,445	-
	岡山城	22	150.12	660	-
	岡山岡南	26	166.86	1,830	-
	岡山丸の内	40	60.83	1,589	-
13	岡山西	70	187.13	4,312	1,000
	岡山西南	56	284.43	1,680	-
地区			0.00	4,596	-
地区合計			3,023	157.94	160,368

年次基金 3,023 + ホリオプラス 157.94 + 恒久基金 160,368 = 第2690地区合計 163,544.94 (ドル)

My Rotary より

5. 財団資金のしくみ(1) シェアシステム

年次基金(シェア)への地区の寄付は、年度末に50%がDDF(地区財団活動資金)に、残り50%がWF(国際財団活動資金)となり、これらの資金は3年間投資された後に配分されます。**年次基金は、ロータリー財団の活動や補助金の主な資金源**であり、毎年寄付を行うことが奨励されています。



- ・この図には、恒久基金(シェア)の使用可能な収益から発生したDDFは含まれていません。
- ・未使用のDDFは次年度に繰り越されます。
- ・必要な場合(十分な投資収益がない場合)は年次基金寄付の5%がWFから運営費に充てられます。

5. 財団資金のしくみ(2)

第2690地区のDDF配分

		(ドル)			
収入		2016-17		2017-18	
単年度分	3年前の年次寄付額の50%	225,295	246,189	228,015	250,017
	恒久基金の使用可能な収益の50%	20,894		22,002	
繰越分	前年度のDDF残額	191,194	228,132	229,464	253,244
	前年度の補助金返金額等	36,938		23,779	
合計		474,321		503,261	
支出					
地区 補助金 (申請額)	クラブ提唱プロジェクト	60,163		49,131	
	奨学金		89,173	39,000	124,454
	予備費、管理運営費ほか	29,010		36,323	
DDF寄贈	ポリオプラス		70,000		95,000
	ロータリー平和フェローシップ		50,000		25,000
グローバル 補助金	西太平洋の慈善船への眼科医療 機器の寄贈（笠岡RC）		1,000		
	奨学金		34,684		
	合計	244,857		244,454	

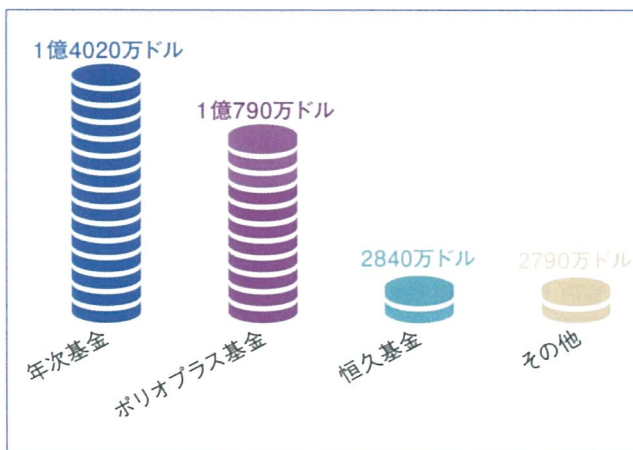
地区補助金申請限度額 = (3年前の年次基金寄付額の50% + 前年度の恒久基金収益の50%) × 0.5

6. ロータリー財団の財務(1)

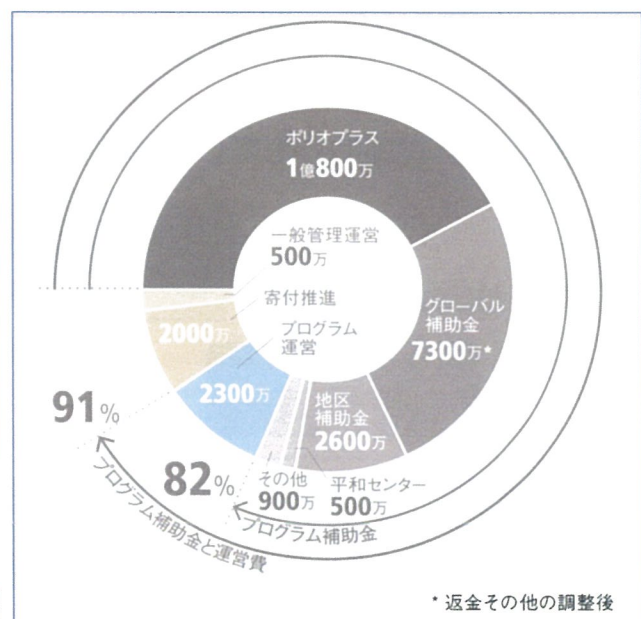
2016-17年度 実績

24

2016-17年度寄付総額 3億440万ドル



2016-17年度支出総額 2億6900万ドル



6. ロータリー財団の財務(2)

25

ロータリー財団の収支報告

2015-16年会計年度、2016-17年会計年度(単位:1000米ドル)

収入	年度初め～現在	
	2016年実績	2017年実績
寄付	\$ 265,616	\$ 304,375
投資純益(純損失)	(6,653)	98,052
補助金その他の活動(純額)	(787)	(2,529)
収入合計	\$ 258,176	\$ 399,898
支出		
プログラム補助金	\$ 221,147	\$ 221,204
プログラム運営費	25,223	23,206
寄付推進	18,427	19,888
一般管理運営	5,247	4,753
支出合計	\$ 270,044	\$ 269,051
為替差損	\$ (6,419)	\$ (495)
年金関係の調整額	\$ 3,394	
売掛帳予備金	\$ (994)	\$ (1,810)
純資産の増加(減少)	\$ (15,887)	\$ 128,542
純資産(期首)	\$ 946,021	\$ 930,134
純資産(期末)	\$ 930,134	\$ 1,058,676



7. ロータリー財団に関する情報

26

My Rotary

国際ロータリーのホームページから
ログイン

財団室NEWS

毎月末にRI日本事務局財団室より発行
される10ページ弱のデータ刊行物
地区R財団事務所HP(ダウンロード)に掲載
※右端に参考になるサイトや資料のリンクが掲載
されていますのでご活用ください。

ロータリーの友

横組みのRI指定記事やTHE ROTARIAN
からの記事等

ウェビナー

不定期に行われるインターネットを使った
オンラインセミナー



「翼よ、あれがパリの灯だ」のリンダバーグの偉業は、セントルイスの実業家たちの資金があって初めて成功した。

財団には資金があるのでこれを「世界でよいことをする」ために使ってほしい

2017-18年度ロータリー財団管理委員長 ポール A. ネツェル

ご清聴ありがとうございました



RI第2690地区

次期クラブR財団委員長研修会・
補助金管理セミナー

奉仕プロジェクト事例発表

「出雲の大しめ縄を学ぼう！」

2017-18 年度 出雲南ロータリークラブ
社会奉仕委員長 小川 敬

地区補助金事業 事例発表

「出雲の大しめ縄を学ぼう！」
出雲南ロータリークラブ



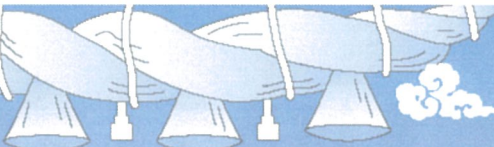
伝統を知ろう！プロジェクト

- 2012-13 「神話の地巡り」
- 2013-14 「大社の祝い風・平田一式飾り」
- 2014-15 「たたらを学ぶ」
- 2015-16 「出雲民芸紙を学ぶ」
- 2016-17 「身近にある世界遺産『石見銀山』を知ろう！」
- 2017-18 「出雲の大しめ縄を学ぼう！」
- 2018-19 「石見神楽を体験しよう！」



環境学習プロジェクト

2011-12 「次世代の環境リーダー育成プロジェクト」



**出雲の
伝統を知る
プロジェクト**

参加者募集!!

参加費無料 昼食付

定員 150名

小学3年生～高校3年生まで

皆さん、出雲大社には大きなしめ縄があるのを知っていますか？
日本で一番大きなしめ縄として全国でも有名です。
ところで、お正月には家の玄関にもしめ縄を飾りますね。
でも、いつからどんな理由でしめ縄を飾ったのでしょうか？
出雲大社のある街に住む私たちは、その意味や由来を知っておきたいですね。
そこで、実際にしめ縄作りを体験しながら学習したいと思います。
皆さんのご参加をお待ちしています。

—— 出雲南ロータリークラブ主催事業 ——

出雲の大しめ縄を学ぼう!!

と き 平成24年 10月 15日(日) 10:00～16:30

と ころ 出雲商工会館 6階大ホール、出雲大社及びその周辺

場 所 万九千社 宮崎 錦田 尾崎氏、飯沼大しめ縄制作館 スタッフの皆様

内 容 「しめ縄」の起源や由来についての講話
しめ縄作り体験、出雲大社参拝

集合場所 出雲商工会館 6階大ホール **集合時間** 朝8:30 **集合方法** 大塚バスを利用します

お申し込みあるいはお問い合わせは、下記 出雲南ロータリークラブまで。

**お申し込み
お問い合わせ**

出雲南ロータリークラブ TEL (063) 20-0373 FAX (063) 21-2888

URL <http://www.tsumasouth-rc.org/>

E-mail minamiro@white.pleia.or.jp

9/29

必 切

主催／出雲南ロータリークラブ

後援／出雲市、出雲市PTA連合会、出雲市PTA連合会、
島根県立総合体育館、出雲ケーブルビジョン、出雲毎日新聞社

参加申込書

◆出雲の大しめ縄を学ぼう!!

下記にご記入の上、FAX番(21-2888)、またはお電話にてお申し込みください。

氏 名	性 別	男・女	学 年	小学 中学 高校	年
姓	名				
住 所	〒 -		TEL	()	-

1. クラブ名 出雲南ロータリークラブ
2. プロジェクト名：出雲の大しめ縄を学ぼう！
プロジェクト対象：教育的 青少年育成指導
受 益 者 出雲市内在住の小・中・高校生約120名
実施場所 出雲大社及び出雲商工会館6階大ホール
主旨 地域の将来を担う青少年に、日本神話を起源とする「しめ縄」について、その由来や飾り方を学習・体験してもらい、日本の伝統を引き継いでもらうことを目的とする。

内容 午前の部で、講師による「しめ縄」の起源や由来について講義を受ける。
午後の部で、2班4グループに分かれ、1班は飯南町しめ縄創作館より職人を招き、しめ縄作り体験。2班は出雲大社神楽殿の大しめ縄をボランティアガイドによる説明、見学。
その後、1班と2班を入れ替え。

3. プロジェクトがどのように地域社会のニーズに応え、その地域や人々の福祉の向上に役立つか等

世帯の核家族化、伝統産業の衰退等により、若い世代が日本の伝統・文化を知らずに成長しているのは由々しき事態であると考えます。出雲市においても、出雲大社を中心とした歴史観光資源を有する中にあって伝統文化の希薄化は大きな問題である。出雲大社には有名な大注連縄があるが、正月を迎えるための必需品である門松やしめ縄などを見かけることも少なくなり、その由来や意味については、大人でも理解していないことが多い。

そこで、学校や塾、家庭でも習えないような内容の教育の場を設けることが、我々の使命であると考えます。

“身近な伝統を知ろう”シリーズは、毎回参加者より好評を得ており、地域の青少年健全育成を援助している

長期的視野

地域の青少年 = 地域の将来を担う人材

ふるさとのことを深く知る
ふるさとへの愛着心を育む



ふるさとを守る人を育成

出雲の大しめ縄を学ぼう！





【地区補助金管理セミナー】

① 2018-19 年度 地区補助金プロジェクトと 災害支援のための臨時費使用について

地区補助金小委員会委員長 田中 信行



2018-19年度 地区補助金プロジェクトと 災害支援のための臨時費使用について



2018-19年度 地区補助金小委員会 委員長
岡山ロータリークラブ 田中 信行

内 容

1. 補助金の参加資格
2. シェアシステム 寄付（活動資金）の流れ
3. DDF（地区財団活動資金）の仕組み
4. 2018-19年度 地区補助金プロジェクト
地区の申請結果
クラブ提唱地区補助金プロジェクト
企画別件数
5. 地区補助金プロジェクトの企画立案のヒント
6. 地区補助金 臨時費使用プロジェクト募集について

1. 補助金の参加資格

* 認定手続きは毎年行う

地区の参加資格認定

- ・地区ガバナー、ガバナーエレクト、地区R財団委員長がロータリー財団に対する覚書（MOU）に同意する

* MOU : Memorandum of Understanding

- ・クラブを対象とした補助金管理セミナーを実施する

クラブの参加資格認定

【地区補助金】・・・地区の規定

第2690地区申請書式③クラブの覚書 2.クラブ役員の責務

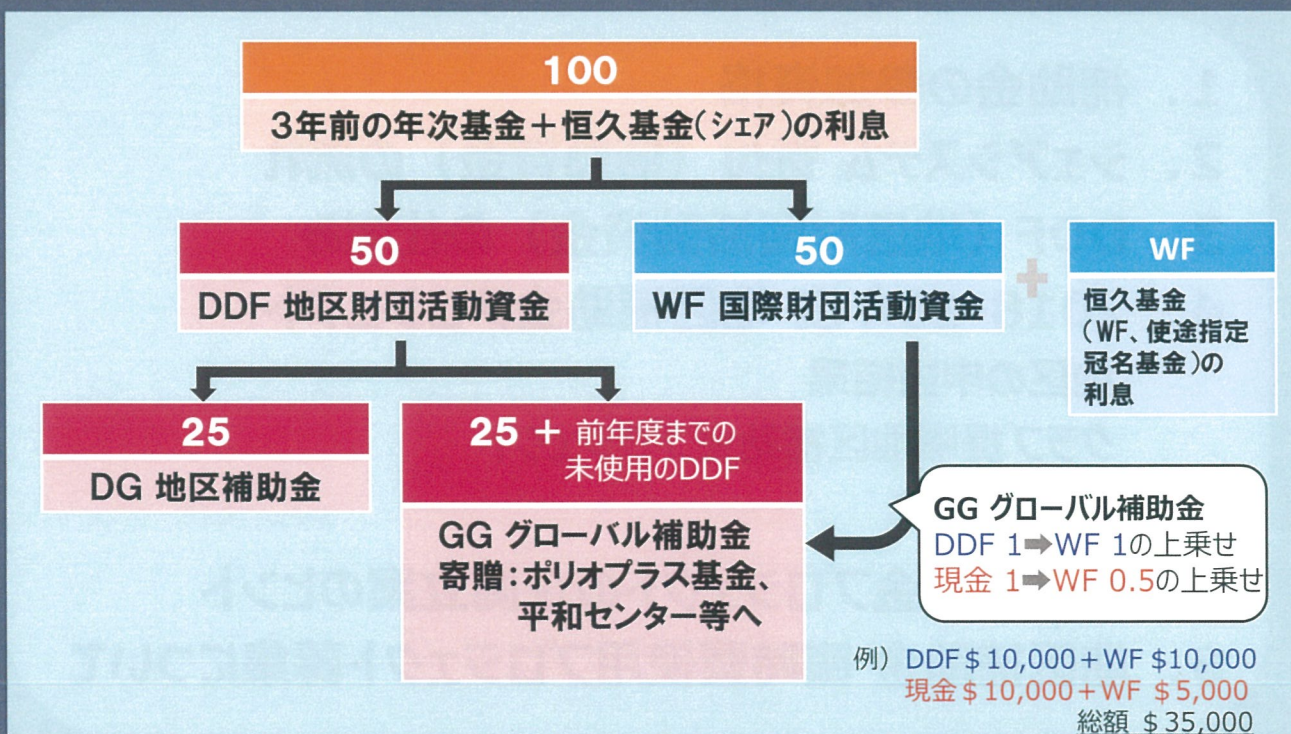
- C.クラブ会長エレクトまたはクラブが任命した代表者は、補助金管理と参加資格に関する地区主催の研修会に出席しなければならない

【グローバル補助金】・・・R財団の規定

- ・「クラブの覚書(MOU)」に同意する
- ・補助金管理セミナーに、クラブから少なくとも1名が出席する
- ・地区が独自に定めたその他の要件を満たす

3

2. シェアシステム 寄付(活動資金)の流れ



3. 地区財団活動資金(DDF)の仕組み

1. 当該年度未使用分の地区財団活動資金(DDF)は自動的に次年度のDDFに繰り越される。
2. 次年度に繰り越されたDDFは、グローバル補助金と寄贈に充てることができる。
ただし、地区補助金の金額算出には含まれない。
(地区補助金プロジェクトに使用できない。)
3. グローバル補助金はDDFに対し国際財団活動資金(WF)から同額、現金拠出に対してはWFから半額が上乗せされる。



* 認定手続きは毎年行う

5

4. 2018-19年度 地区補助金プロジェクト(1) 地区の申請結果

提唱先	プロジェクト名	プロジェクト概要	申請時の予算 (\$1=¥110)	申請時の予算 (円)	備 考
クラブ	各クラブ提唱プロジェクト	各クラブ提唱プロジェクト ※詳細は 別紙『第2690地区 2018-19年度 各クラブ提唱地区補助金プロジェクトの 申請結果』参照	\$65,174	7,169,139	33クラブ33プロジェクト申請 ※ 補助金申請金額 7,169,085円 ドル金額は各クラブ申請額(円)を四捨五入 財団申請額との差額54円
地区	奨学生	高橋美佐紀(鳥取RC推薦) ヴァーヘニンゲン大学大学院課程(オランダ)にて 国際林学専攻	\$20,000	2,200,000	
地区	奨学生	藤田夏未(米子東RC推薦) ミラノ市立音楽院クラウディオ・アバド大学院課程 (イタリア)にて古楽鍵盤専攻	\$20,000	2,200,000	
地区	補助金管理セミナー 会場費・印刷代	補助金管理セミナー(次期クラブR財団委員長 研修会)の会場費と資料印刷代	\$6,500	715,000	2018.12 開催予定
地区	奨学生 オリエンテーション 会場費・印刷費	2019-20年度奨学生オリエンテーションの 会場費と資料印刷代	\$500	55,000	2019.4~5 開催予定
地区	補助金管理運営費	補助金の実施に必要なとされる管理運営費 (銀行手数料、郵便切手代等)	\$1,000	110,000	補助金総額の3%まで申請が認められている。
地区	臨時費	災害支援などへの臨時対応のための予備費	\$27,576	3,033,360	補助金総額の20%まで申請が認められている。 補助金承認後のプロジェクト追加にはR財団の 事前承認が必要。
(A) 地区補助金プロジェクトの費用合計			\$140,750	\$15,482,498	申請限度額

2018-19年度 地区補助金申請額の上限額 = 140,750ドル (15,482,498円 : 2018年6月Rレート 110円)

(3年前の年次寄付実績額の50%(259,499.01ドル) + 利用可能な恒久基金収益の50%(20,001.91ドル)) × 50%



6

4. 2018-19年度 地区補助金プロジェクト(2) クラブ提唱プロジェクト①

No.	クラブ	プロジェクト名	受益者(予定)	申請時の予算(円)	
				補助金 申請額	プロジェクト 総額
1	岡山南	学生対象環境講座『エコな大人になろう!』	岡山市内の18歳以上の学生(200名程度)ならびに学校関係者	200,000	412,760
2	倉敷水島	子どもから大人まで障がいのある人もない人も皆で 新しいスポーツを楽しむプロジェクト	倉敷市民(当日参加者約200人)	180,300	366,201
3	松江	「高校生 茶道交流会」	高校生の茶道部員50人、一般市民250人	500,000	1,041,102
4	出雲南	石見神楽を体験しよう!	出雲市内小・中・高生約120名	290,000	607,507
5	岡山丸の内	ももその学園果樹園造成事業	社会福祉法人 ももその学園 生徒(6~18歳)36名、地域住民	210,000	427,572
6	新見	中学生を対象とした「普通救命講習」とAED寄贈	新見市立新見南中学校(生徒数 148名 内1年生51名)	144,000	289,980
7	鳥取	森林保全からつながる郷土愛醸成プロジェクト	学校法人 鳥取家政学園 鳥取敬愛高校および 鳥取敬愛高校社会部 生徒8名	204,000	410,000
8	岡山城	地域ふれあい和太鼓コンサート ~和太鼓の響きで地域を元気に~	参加小中学生とその保護者及び高齢者を含む地域住民(約300名~ 400名)、ボランティア団体(14名)、岡山市手をつなぐ育成会(30 名)とその保護者(20名)	269,880	547,100
9	岡山旭川	OKAYAMA NEXTAGE JAZZ CONTEST 2018	出演者約10名(岡山県在住の小学校から大学・専門学校の児童・ 生徒・学生) 観客約200名(市民並びに中学校・高等学校音楽 関係部に所属する生徒・学生)	114,026	228,052
10	備前	ボラフェスBIZEN 2018	東備地域のボランティア団体(約20団体)、参加する市民約100名	317,490	699,820
11	高梁	心を育む図書館利用プロジェクト	高梁市民(講座受講者約30名、読み聞かせ参加幼児・児童約30名)	303,000	609,960
12	江津	列車からバスへ、川平駅前整備事業	バス利用者および地域住民	129,600	262,440
13	岡山	高校生のための山田谷谷入門	岡山市近郊の高校生 約200名	170,000	366,720
14	大社	吉兆行事 伝統文化伝承事業	大社中学校(参加生徒約50名)、「大社中学校生徒による吉兆」 実行委員会	251,100	502,200
15	倉敷東	地域交流事業としての地元竹中幼稚園園児とその保護者を 対象とした支援プロジェクト	学校法人 竹中学園 竹中幼稚園 園児117名とその保護者約50名、 および職員30名	182,000	364,160
16	米子東	第16回米子市中学生作文コンテスト	米子市内中学生2年生(市内 約1750名)および地域住民	469,366	938,733
17	鳥取北	鳥取市国府町宮ノ下地区で行う里山整備事業	事業実施地区(鳥取市国府町宮ノ下地区)住民	103,712	207,425

7

4. 2018-19年度 地区補助金プロジェクト(3) クラブ提唱プロジェクト②

No.	クラブ	プロジェクト名	受益者(予定)	申請時の予算(円)	
				補助金 申請額	プロジェクト 総額
18	米子中央	1日無料相談会	鳥取県西部地区(米子市を中心とした2市2郡)居住の一般住民50名 程度	129,600	283,935
19	岡山東	身近な「子どもの貧困」を教えるインスピレーションとなる、 居場所づくり支援活動	シンポジウム参加者約150名(うち外国人留学生15名)	216,830	433,660
20	岡山中央	岡山高齢者セミナー	人生の終盤に関心を持つ高齢者の方と一般の方 約250名	120,000	249,664
21	岡山西南	「みんなの社会」~学校・社会の多様性を地域で考える~ ドキュメンタリー映画「みんなの学校」上映会&公開座談会	岡山市内に通う小学生・中学生および保護者、教師を目指す大学生、 教育現場関係者ならびに その他地域の人を含む 約300人	377,520	777,596
22	倉敷	小学生が郷土倉敷を学び、発信するプロジェクト	倉敷市立倉敷東小学校6年生(51名)、倉敷市	180,000	372,687
23	岡山北西	高校生による岡山の歴史・文化研究フォーラム	岡山県内の高校生約80~100名、教師約15名、保護者約30名、 一般聴講者約150名を予定 合計約300名	372,522	763,509
24	津山西	外遊び大好き・すくすく子育て ~児童館への遊具の設置と寄贈~	津山市立中央児童館通う児童・保護者200人(当日参加20名)と 職員及び津山市、美作大学 津々研究室の参加学生10名	240,000	482,590
25	玉島	防災ボランティアリーダーの育成 ~地元中学生を対象とした 救命救命講習と災害時の役立つ知恵の実践~	倉敷市玉島地区 中学生40名程度(前年度の受講者は含まない)	129,551	259,132
26	津山中央	児童養護施設の児童・生徒と行う落葉樹(桜)の植樹と環境学習	地域の人々と津山市教育相談センター鶴山塾に通う小学生13名、 中学生4名、保護者3名	220,000	441,086
27	津山	映画『カレーライスを一から作る』の鑑賞とパネル ディスカッションを通じ「いのちの食べかた」を学ぶ	美作大学食料学科320名、美作大学短期大学部栄養学科80名、 美作大学付属幼稚園保護者20名ほか一般市民	155,600	311,720
28	倉敷南	大学体験ふれあい学習『運動を科学する』 IN 倉敷芸術科学大学	倉敷芸術科学大学 周辺地域の連島西浦小4年生2クラス計45名、 露丘小全生徒計約10名、教師約10名 計約65名	109,920	239,159
29	倉敷中央	倉敷八十八力所巡り ~文化の継承と留学生の和文文化体験~	旅行者および地域住民、留学生 10名	219,356	438,713
30	出雲中央	響け出雲サウンド「吹奏楽クリニック」	出雲市内の小学校・中学校・高校の吹奏楽に関わる児童生徒約450名	150,000	513,380
31	真庭	留学生と地域小学生との異文化交流	岡山大学留学生10名、真庭市内スポーツチーム所属の小学生30名	210,277	437,314
32	米子	米川堤防のつつしを守ろうプロジェクト	地域住民および米川堤防沿道を訪れる皆さん	198,000	397,440
33	益田西	ふるさと健康づくり支援事業	益田市安田地区住民及び参加希望の益田市民約50名、益田市安田 地区公民館職員2名	101,435	221,916
合 計				7,169,085	14,905,233

8

4. 2018-19年度 地区補助金プロジェクト(4) 企画別件数

	2014-15 年度	2015-16 年度	2016-17 年度	2017-18 年度	2018-19 年度
教育的プロジェクト	13	14	13	10	14
人道的プロジェクト	10	4	0	6	5
環境保全プロジェクト	8	6	4	6	4
青少年育成指導 プロジェクト	5	7	6	2	8
その他	0	7	6	3	2
合 計	36	38	29	27	33



※ 各クラブ申請書より
2つ以上の項目に選択がある場合は1つのみで計算

9

5. 地区補助金プロジェクトの企画立案のヒント

ロータリー財団の使命を支える活動であること

地域のニーズは何かを探る

地域社会の人々に、地元で何が必要か、地元の“強み”は何かを尋ねる。
それによって地域の人々からの協力が得やすくなり、活動の成果が長続きする可能性が高まる。

どのニーズに取り組むかを決定

クラブやプロジェクトへの協力者の持つ能力（情報、資産、人材等）について検討し、
どのニーズに取り組むかを決定する。（協力者：他クラブ、地区、ロータリー財団、その他の団体）

プロジェクトの選定、計画、実施においては、引き続き地域社会の人々にもかかわってもらう

ロータリー活動への理解や、今後のニーズ発掘につながる。

プロジェクトの目標達成と直接関係ない取り組みや活動はプロジェクトに含めない



10

6. 地区補助金 臨時費使用プロジェクト募集について(1)

1) 地区内災害支援プロジェクトであること

募金活動、受益者や協力団体への現金寄付は不可

- ・緊急支援物資の購入
- ・ボランティアの旅費
- ・仮設住宅や病院などの建物
- ・インフラの建築や修繕 など幅広い活動に利用できます。

2) 補助金額：50万円まで

ただし、地区ロータリー財団委員会の承認を得れば上限金額を超えることができる。
クラブの資金負担条件はなし

3) 先着順

資金がなくなり次第募集終了

4) 実施期間：翌年度末までにプロジェクト完了

例) 2018-19年度 申請・承認の場合、2020年6月末までに完了

5) 送金可能期間：当該年度の5月まで

6) 承認：申請～承認まで約1か月



11

6. 地区補助金 臨時費使用プロジェクト募集について(2)

7) 報告期限：プロジェクト完了後 1か月以内

8) 重複申請可：通常プロジェクトの申請していても申請可

ただし、同時に申請したクラブがあり、臨時費予算限度額に達した場合は、原則として重複申請していないクラブを優先

9) 書式

臨時費用の申請・報告書式を使用

財団事務所ウェブサイトに掲載 (ID : member、PW : member2690)

10) 手続き

地区で審査・承認を行った後にロータリー財団本部の承認を得る

11) 上記記載のない事項については、3月募集の地区補助金ルールに同じ



2018-19年度 臨時費：3,088,515円(27,576ドル)

2018.8(補助金送金時)ロータリーレート：1ドル 112円

12

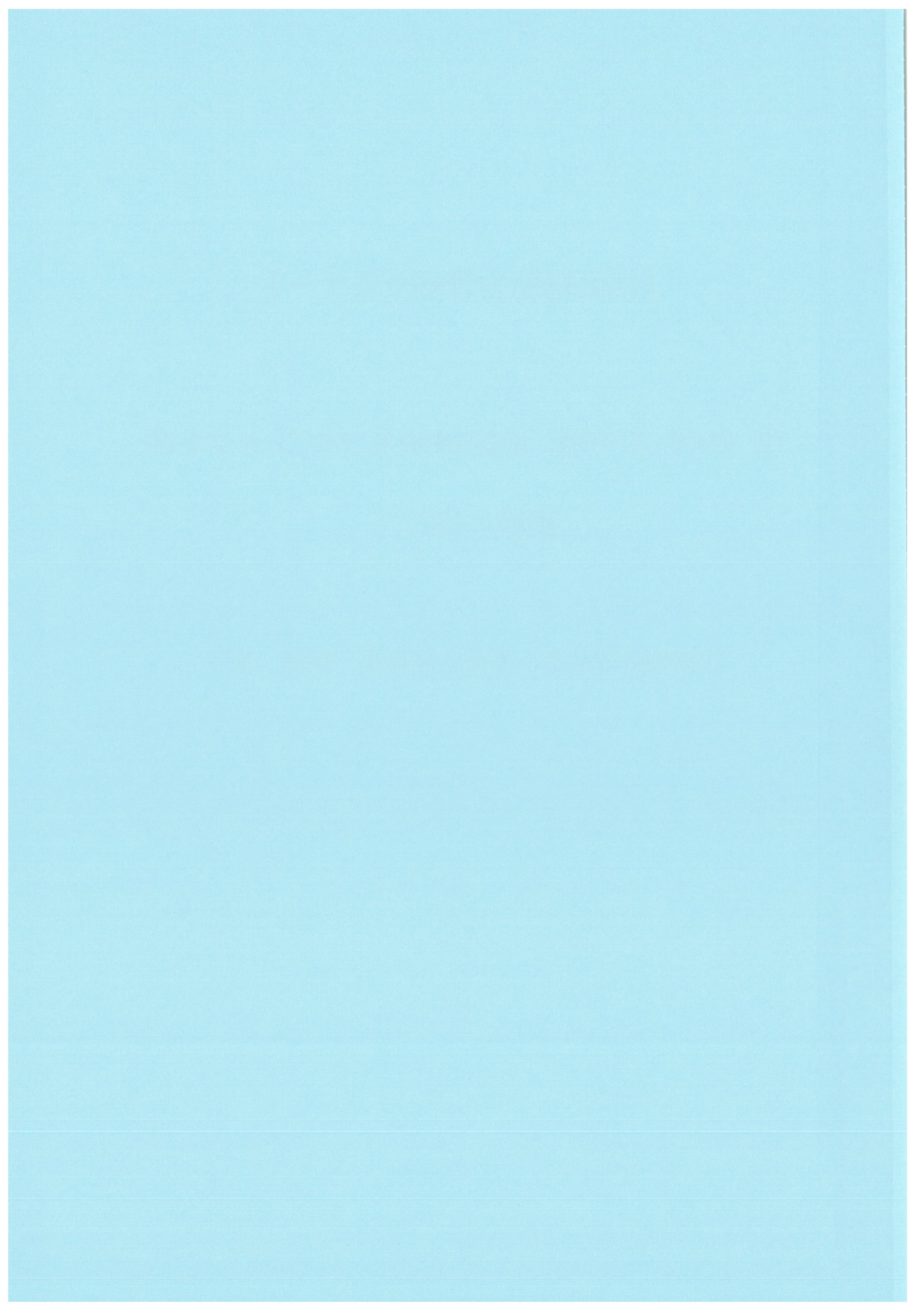
ご清聴ありがとうございました



【地区補助金管理セミナー】

② 2019-20 年度 地区補助金プロジェクトの 実施に向けて

次期地区補助金小委員会委員長 伊藤 直子





2019-20年度地区補助金プロジェクト 実施に向けて

2019-20年度 地区補助金小委員会 委員長
出雲中央ロータリークラブ 伊藤 直子



< 内 容 >

1. 2019-20年度 地区補助金プロジェクト申請の準備
2. ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金
授与と受諾の条件（2018年6月）
3. 地区補助金に関する地区申合せルールと
プロジェクトの適合資格 *2019-20年度変更点
4. DDF額 引き上げについて
5. 地区とクラブの覚書（MOU）
6. 地区補助金申請に必要な書類
7. 地区補助金申請書記載事項チェックリスト
8. 2019-20年度 地区補助金プロジェクト スケジュール
9. 関係資料
10. 補助金管理

1. 2019-20年度地区補助金プロジェクト申請の準備

補助金受給条件の確認

- 👉 ローターリー財団 地区補助金とグローバル補助金
授与と受諾の条件(2018年6月)
- 👉 国際ロータリー第2690地区
2018-19年度 地区補助金に関する地区申合せルールと
プロジェクトの適合資格
- 👉 ③クラブの覚書(MOU)・・・地区とクラブの同意書



3

2. ローターリー財団 地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月)(1)

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ローターリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。

地区ルール：

**会員が如何に関与（会員が汗を流すこと等）しているかが、
明確に示せるようなプロジェクトとする。**

3. ローターリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払う
こと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に
害を与えないこと。



4

2. ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月) (2)

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。



5

2. ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月) (3)

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

7. ロータリー財団章典の第10.030節ならびに以下のXIIに基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。

- ・ **ロータリアン、そのご家族は受益者となれません。**
受益者関係の中にロータリー関係者 ⇒ 参考として記載
※ プロジェクト実施のためのロータリアンの保険料は、活動に必要な経費として認められます。 (2017-18年度 追加事項)
- ・ **取引業者にロータリー関係者が含まれる場合は、公平な取引であることを説明してください。**
- ・ **複数の業者への見積もり要請のお願い。**
地区ルール : **1件3万円以上** (2018-19年度 変更事項)

8. ロータリー財団章典の第33.040.6項ならびに33.040.12項に基づき、「“ロータリー”という名称またはその他のロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針を
Rotary  順守すること。

6

2. ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月) (4)

Ⅲ.制約事項

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。

受益者が同じプロジェクトは申請できません。

寄贈を行われる際は、過度の支援となっていないか、プロジェクトで必要なものか、クラブ内での審査をお願いします。

2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。

ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。

3. 土地や建物の購入。

4. 募金活動。

5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などの ロータリー行事に関連する経費。

例会等の費用も対象となりません。



7

2. ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月) (5)

Ⅲ.制約事項

6. 広報(プロジェクト実施に不可欠な場合を除く)。

7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。

- **500ドル以下のプロジェクトを記念・説明する標識・看板等**
標識自体が人道的/教育的な目的を果たすもの
(金額の制限はなし)
- × **実施中の模様を撮影したビデオ製作費・記念写真の費用**
プロジェクト全体の予算が800ドルでそのうち標識が500ドルだった場合
- △ **終了したプロジェクトを紹介した内容**
(クラブの宣伝と見なされる可能性有)



8

2. ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月) (6)

Ⅲ.制約事項

8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。

R財団承認後に実施されたプロジェクトのみが対象となります。

(11～14：略)

ただし、『国際ロータリー第2690地区 2019-20年度 地区補助金に関する地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格』 「2.申請並びに報告について」 にて以下は認められる。

- 5) 申請の承認以前に経費が発生した活動は、補助金の対象とならない。ただし、公的施設をプロジェクトの会場として使用する場合など、承認日以前の支出が必要な経費については、その必要性の説明を前提として、その他資金による支出として認める。



9

2. ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2018年6月) (7)

Ⅲ.制約事項

10. 既に経費が発生した活動。

補助金プロジェクトの実施

2019年8月頃～2020年1月までの期間を推奨

※推奨期間について

開始：既に経費が発生した活動には充てられないため

終了：プロジェクト実施後 1ヵ月以内の仮報告が必要なため

☆ RIへの申請5-6月 ⇒ R財団承認目途は不明

2016-17年度	7/12申請8/12承認	8/17R財団送金
2017-18年度	7/6申請 8/3承認	8/20R財団送金
2018-19年度	6/28申請8/1承認	8/7R財団送金

☆ 報告締切2020年2月末



10

3. 地区補助金に関する

地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格(1)

2019-20年度からの
変更点です！

1. 申請プロジェクト内容について

- 1) 1クラブ1プロジェクト および複数クラブでの共同申請も可能である。
※クラブ独自の提唱プログラムとは別途申請可能。
- 2) 1プロジェクトの補助金額の下限は10万円、上限は50万円とする。
自己資金は、補助金の半額以上とする。
(プロジェクト総額は15万円以上)
- 3) 地区補助金は「地区でよいことをしよう」の精神に則り、**地区内実施プロジェクト**とする。
- 4) ロータリアンが積極的に参加すること。
また、会員が如何に関与(**会員が汗を流すこと等**)しているかが、
明確に示せるようなプロジェクトとする。



11

3. 地区補助金に関する

地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格(2)

1. 申請プロジェクト内容について

- 5)「授与と受諾の条件」(2018年6月版)を順守すること。

附帯事項

- ②以下の費用は地区補助金申請時のプロジェクトの費用としては認められない。

A. 飲食費、並びにコンクール等での賞品、プレゼント類に係る費用

B. プロジェクトに係る高額な広報・宣伝費

- **プロジェクトに必要でプロジェクト内で使用した「物」の寄贈、食材**
 - ▮ 地域の食材を使つての料理教室での食材
- ✕ **ジュース/お弁当/食事代・賞状/トロフィー費用・景品**
- ▮ **参加者への粗品、寄贈のみのプロジェクト**

- 6)「補助金参加者の利害の対立に関する方針」(ロータリー財団章典 第10.030節)
を順守すること。

・**クラブ会員の業者との取引は透明性の説明を！**



・**ロータリー関係者如何にかかわらず相見積の提出をお願いします！**

12

4. DDF 引き上げについて

2018年4月の管理委員会で、2017-18年度末時点で未配分となっているDDF（地区財団活動資金）の20%を2020-21年度末までに使用する機会を地区に提供することが決定された。

第2690地区
DDF引き上げ額

\$ 51,761

※ 2017-18年度末未配分DDF
\$ 258,807の20%

2019-20年度、2020-21年度に
均等に配分されます

地区補助金上限額*（\$）

2018-19	2019-20	2020-21
140,750	135,589 + 25,880.5	? + 25,880.5
(15,764,000円)	(15,185,968円 + 2,898,616円)	(? + 2,898,616円)

参考レート
112円

* (3年前の年次寄付額の50% + 利用可能な恒久基金収益の50%) × 50%
利用可能な収益額は前年度の10月頃確定



13

5. 地区とクラブの覚書(MOU)

覚書 (MOU) を地区と締結

↳ 地区とクラブの地区補助金に関する同意書

- 1) クラブの参加資格
- 2) クラブ役員の責務
- 3) 財務管理計画
- 4) 銀行口座に関する要件
- 5) 補助金の使用に関する報告
- 6) 書類の保管
- 7) 補助金の不正使用に関する報告



14

6. 地区補助金申請に必要な書類

申請書類 3点

クラブでの入力、地区からR財団本部への申請がスムーズになるよう書式を変更しました。

③ロータリー財団 クラブの覚書 (MOU)

RI第2690地区 地区補助金用 (2019-20年度)

④ロータリー財団 地区補助金申請書

RI第2690地区 2019-20年度地区補助金申請用

申請・報告書式は全てA4版にしました。
必要事項を簡潔にご記入ください！

⑤【別紙】プロジェクト予算書

RI第2690地区 2019-20年度地区補助金申請用 <見積書添付>

※④申請書と⑤予算書(見積書)は、署名入りの正式な書類を作成する前に、地区R財団事務所へメール送信し、地区補助金小委員会の事前チェックを受けてください。



15

7. 地区補助金申請書記載事項チェックリスト

チェック内容	
WHAT	何を実施するのか？ ・ロータリー財団の使命に合致する内容となっているか。 「健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済する」 ・ロータリアンが直接参加しているか。 ・物品寄贈のためのプロジェクトになっていないか。
WHY	なぜ、実施するのか？ ・どのような「地域社会のニーズの調査」に拠ったのか。
WHEN	いつ、実施するのか？ ・なぜその時期となったのか。
WHERE	どこで、実施するのか？ ・なぜその場所となったのか。
WHO	誰が、実施するのか？ ・なぜその団体or人の協力を得るのか。
HOW	どのように、実施するのか？ ・プロジェクト終了後も地域の人々が自力でニーズに応えられるような支援となっているか。
HOW MUCH	いくらで、実施するのか？ ・契約方法は、適正か。 1 社見積：30000円未満又は相見積が取れない理由有り 2 社以上の見積：上記以外（ロータリー関係者であるかどうかにかかわらず）



16

8. 2019-20年度 地区補助金スケジュール(1)

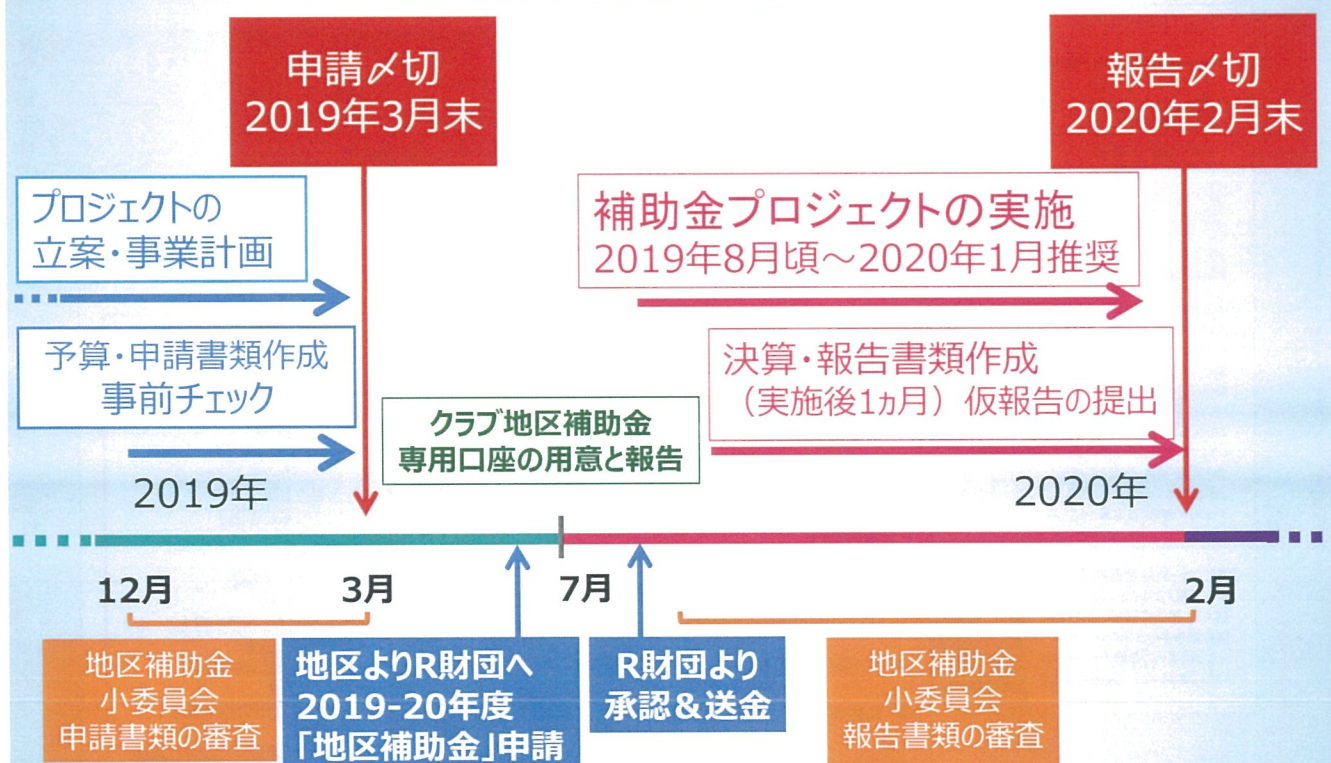
地区補助金管理セミナーに参加（開催：出雲市）

- ▶ 2018年12月9日
次期クラブR財団委員長研修会・補助金管理セミナー
- ▶ 2019年 3月3日
会長エレクト研修セミナー(PETS)
- ▶ 2019年 5月12日
次期地区会員増強・ロータリー財団合同セミナー



17

8. 2019-20年度 地区補助金スケジュール(2)



18

8. 2019-20年度 地区補助金スケジュール(3)

今後の地区補助金に関するスケジュール

2018年12月9日

2018-19年度 地区補助金 実施関連 (末長G 年度)			2019-20年度 地区補助金 計画・実施関連 (古瀬G 年度)		
期 日	内 容 (報告書の締切等)		期 日	内 容 (研修会・申請書・報告書の締切等)	
2018年	8月上旬～	● 各クラブ提唱プロジェクトの実施	2018年		● 次期クラブローター財団委員長研修会【出雲】 (補助金管理セミナー：計画年度への準備・参画要請・研修)
2019年	2月28日 (木)	● プロジェクト実施報告書の地区提出締切 ※正式書類の提出期限 (注1 参照)	2019年	3月2-3日 (土・日)	● PETS【出雲】 (補助金管理セミナー：地区補助金申請への準備要請)
				3月31日 (日)	● 次年度覚書・申請書の地区提出締切
	～5月中旬	報告書のチェック・修正サポート		～5月中旬	地区補助金小委員会での申請書チェック・修正サポート
	5月下旬	R財団へ報告書を提出		5月12日 (日)	● 次期地区会員増強・R財団合同セミナー【出雲】 (補助金管理セミナー：地区補助金実施についての説明)
		R財団による審査 (必要な場合は地区で修正)		5月下旬	地区がR財団に地区補助金を一括申請
	～7月初旬	R財団により承認⇒プロジェクト クローズ		6月初旬 ～7月初旬	R財団による審査 (必要な場合は地区で修正)
				7月初旬 ～8月中旬	R財団により承認⇒地区に補助金送金
				7月下旬 ～8月中旬以降	● 地区から各クラブへ補助金送金
				8月上旬～	● プロジェクト実施 (注2 参照)
			2020年	2月29日 (土)	● プロジェクト実施報告書の地区提出締切 ※正式書類の提出期限 (注1 参照)

●印の項目は、各クラブ担当の業務・研修会等の内容です。

注1) プロジェクト終了後1ヶ月以内に報告書をメールにてご提出下さい。地区補助金小委員会でチェックした後、ご返答いたします。
その後正式に、必要箇所にご署名を頂いた報告書、その他全ての書類の含まれた原本ファイルを地区R財団事務局宛にご郵送下さい。

注2) 次年度の各クラブ提唱プロジェクト開始可能時期に関しては、財団の承認状況を踏まえ、地区より各クラブに改めてご連絡いたします。
現時点では「8月下旬～」を予定しています。

Rotary



19

9. 関係資料

財団室NEWS11月号

The Rotary Foundation

R1日本事務局 財団室 NEWS

2018年11月号

ローター財団月間 10月29日発行日

INSPIRATION TO SERVE

ポリオプラス

【世界ポリオデーイベント開催】

日本時間の10月25日午前7:30より、米国フィラデルフィアのCollege of Physicians of Philadelphiaの第6回世界ポリオデーイベントが開かれました。歴史ある共同パートナーシップとポリオ撲滅への革新的戦略に込められました。フィラデルフィアは、ローターがGPEI(世界動)への参加を発表した1988年ローター国際大会の記事はこちら

この世界ポリオデーイベントを、ネット中継を通じて世界しました。当日、日本語の通訳に技術的問題が生じ、音声が入らなかったことを深くお詫言申し上げます。前語通訳の録画を下記リンクよりご覧いただけます。イベントの録画(日本語)はこちら

また、ローター世界本部がある伊利ノイ州エバンストンに公邸を構える、伊藤直樹在シカゴ日本国総領事から日本のロータリアンの皆さまへの激励メッセージをいただきました! Facebookより

R1レポート
11月:S1=¥112
10月:S1=¥112
寄付送金明細書

財団室NEWSの右端にリストが掲載されています。
資料名にカーソルを合わせてクリックするとダウンロードできます。

財団室NEWS11月号

補助金

【地区補助金 申請限度額の増額】

ローター財団管理委員会は、2019-20年度・2020-21年度の地区補助金の申請限度額を増額する決定を行いました。通常の計算で算出された申請限度額に、2017-18年度未配分のDDF20%の半額がそれぞれの年度に追加されます。

① 通常の計算方法で算出される申請限度額
(3年前の年次基金シェア寄附額の50%)
+
(直前年度の恒久基金シェアの利用可能な収益の50%)

合計額の50%

② 2018年7月1日時点での直前年度からの繰越金額20%の半額

上記①と②の合計額が、2019-20年度と2020-21年度の地区補助金申請限度額となります。

<補助金>

ローターの補助金

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件

補助金による旅行

グローバル補助金ガイド

地域社会調査の結果フォーム

地域調査の方法

協力団体の登録(MOU)

<重点分野>

重点分野の基本方針

重点分野別ガイド

- 基本的教育と識字率向上
- 疾病予防と治療
- 経済と地域社会の発展
- 母子の健康
- 平和と紛争予防・紛争解決
- 水と衛生

経済と地域社会の発展プロジェクト戦略

基本的教育と識字率向上プロジェクト戦略

モニタリングと評価の計画について

Rotary



20

10. 補助金管理(1)

1. プロジェクトの選定
2. 補助金の申請
3. 資金の適切な取扱い
4. 成果の評価と報告書作成

ロータリー財団は、補助金に関する報告書によってのみ、補助金の使用状況を知る事ができる。
報告書の適切な作成により、補助金管理が適正である事を証明。

10. 補助金管理(2)

地区補助金プロジェクト報告書

- ①地区補助金報告書提出届ならびにチェック表
- ②【別紙】地区補助金報告書：A-4フラットファイルの表記法
- ⑧申請済みプロジェクトの変更届
- ⑨ロータリー財団 地区補助金報告書
- ⑩【地区指定書式1】財務報告書
- ⑪【地区指定書式2】補助金での購入品管理表
- ⑫【地区指定書式3】資金引出し承認署名簿

プロジェクト内容に変更
がある場合は
⑧をご提出ください

〈専用口座入出金記録〉

※その他 請求書・領収書を含むすべての書類

報告書のファイリングに関する地区の指定

A-4 フラットファイル（色：ピンク） ※インデックスラベル貼付

10. 補助金管理(3)

1. ロータリー財団の補助金資金の適切な取扱い

1) 財務管理計画書

補助金資金の一貫した管理。項目別に請求書・領収書及び支払の記録と保管。(⑩財務報告書)

2) 補助金専用口座

補助金のみを扱う。
利息はプロジェクト資金として使用する。
※ 無利息の決済用口座を推奨
プロジェクト実施後の残額は「0」にする。

返金が発生した場合は、送金前に地区R財団事務所へご連絡ください。

3) 補助金資金支払

銀行明細書を支出記録として保管。
複数の人で分担する。(⑫資金引出し 承認署名簿)



23

10. 補助金管理(4)

2. 補助金で購入した財産目録作成

購入物品・作成品・配布物等の記録。
プロジェクト終了後の保管・設置場所、管理者の決定及び記録。
(⑪補助金での購入品管理表)

3. 評価

- 1) プロジェクトがどのように地域社会のニーズに応え、
受益者や地域社会に対してどのような影響や効果があったか。
〈地区でよいことをしよう〉
- 2) 広報活動の結果として、地域のメディアにどの様に取り上げられたか。
〈ロータリーの公共イメージと認知度の向上〉

チラシや看板の作成に際して：ロータリーの歯車のみの使用は禁止されています。「Rotary」の文字の入った正式なロゴをご使用下さい。
⇒『ロータリーを生き生きと表現しよう「ボイス」とビジュアルアイデンティティのガイド』に公式ロゴの使用について詳細に記載されています。



24

10. 補助金管理(5)

4. 仮報告

- 1) クラブは、補助金プロジェクト終了後、1ヶ月以内に
地区ロータリー財団事務所へメールで報告書類送付。

5. 報告書

- 1) 保存期間 → 7年間（ロータリー財団の監査）
- 2) 原本 → 地区ロータリー財団事務所保管
写本 → 補助金プロジェクト実施クラブ保管
（常時閲覧可能 → 補助金資金の透明性確保）
- 3) 地区への報告書提出期限 → 2020年2月29日

次年度地区補助金の資金は、地区が申請したすべての
地区補助金が終了し、ロータリー財団への報告・承認が
済むまで支払われない。



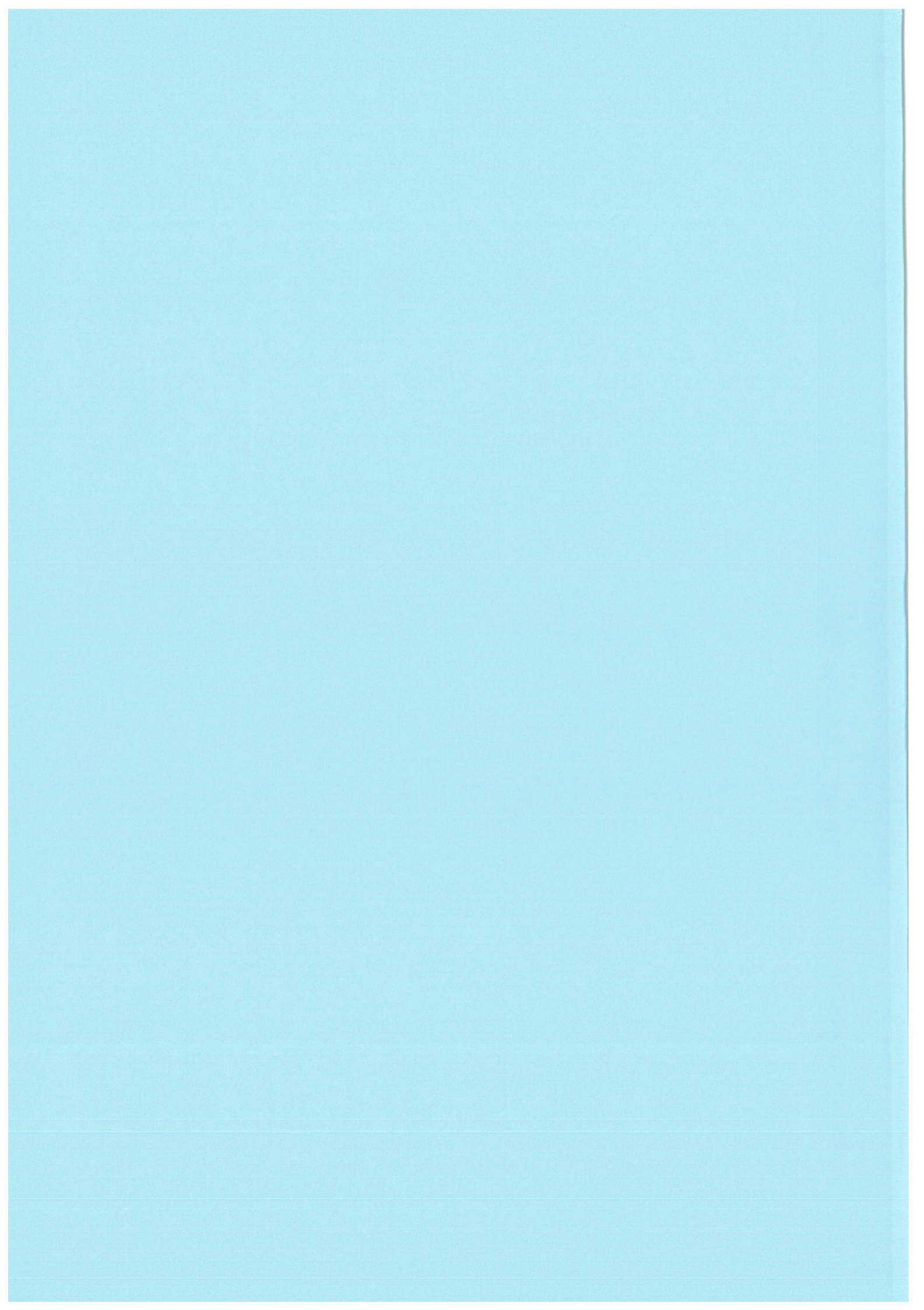
25

ご清聴
ありがとうございました

The
Rotary
Foundation



卷 末





ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

2013 年 7 月 1 日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、この授与と受諾の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト（<https://www.rotary.org/ja/our-programs/grants>）に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受諾の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命（ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること）と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム（VTT）、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。

6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第10.030節ならびに以下のXIIに基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典の第33.040.6項ならびに33.040.12項に基づき、「“ロータリー”という名称またはその他のロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。
9. ロータリー財団章典の1.060.3節に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。
3. 補助金の20パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。
6. 地区によるプロジェクト協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアに行くための旅費および参加費に充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は、プロジェクト予算の10パーセントとする。
4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。2018年7月1日より、人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブと地区は、申請前に地域社会のニーズ調査を実施し、その結果を申請書に含めることが義務付けられる。地下水を利用するプロジェクトの場合、地域調査の一環として水文地質学的調査を実施しなければならない。
5. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための留学用奨学金を提

供する。

8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの海外旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ただし、RI理事会が積極的に拡大に取り組んでいる（現在ロータリークラブがない）国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
12. プロジェクト予算の10パーセントまでを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。
13. 重点分野に関連する包括的なプロジェクトの一部である限り、低廉簡易住宅と簡易校舎の建設を支援できる。
14. 以下を含む（ただしこれに限らない）インフラストラクチャーの建設を支援できる： トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。

11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト。
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
3. 人が居住、仕事、またはかなりの時間を過ごす建造物、すなわち建物（病院）、コンテナハウス、移動住宅など、もしくは製造や加工などを含むあらゆる種類の活動を営むための永久建造物の新たな建設。補助金が建造物の建設によって決まるものである場合、この建設は追加のクラブ／地区の資金によって賄わなければならない。この制約は、低廉簡易住宅と簡易校舎には当てはまらない。
4. 一部建設済み（外装のみ完成した建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物を完成させるための修復
5. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
6. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
7. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
8. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
9. 大学の学士課程での勉強。
10. 1つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト。

IV. 申請方法

補助金はwww.rotary.org/ja/our-programs/grantsからオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない。グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針に順守しなければならない（上記IIを参照）。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の

3名の委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は、1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない（例えば、2016-17年度地区補助金の申請書は、2017年5月15日までに受理されなければならない）。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

提唱クラブまたは地区は、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認されなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。8月、9月、10月に留学を開始する奨学生の申請書は、6月30日までに提出されなければならない。

留意点：

1. 申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件：

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 候補者が、自国外で学業を行うこと。

職業研修チームの申請における追加要件：

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成されなければならない。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーは、ロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくつかの専門知識を備えていなければならない。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることも

できるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。

2. ロータリアンとその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていること。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金（WF）から50,001～100,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。

WFから100,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、財団専門家グループによる事前現地視察、監査、中間視察を受ける。ただし、職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下ようになる。

1. 6月1日まで：9月／10月の管理委員会会合で審査
2. 10月1日まで：1月に審査
3. 12月1日まで：4月に審査
4. 3月1日まで：6月に審査

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が責任をもって行う。2016年4月1日より、旅行者は、国際ロータリー・トラベルサービス（RITS）を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RIによる国別の旅行制限を順守する。
6. 旅行保険に加入する。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。

3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金〔シェア〕収益を合わせた額の50パーセント）の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付に対しても50パーセント（半額）で上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む）のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものでなければならない。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみを与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。提唱者は、補助金が承認される前に寄付を送金しないことが推奨されている。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、その補助金の申請書のためのものとなるが、申請書が承認されなかった場合、その寄付は年次プログラム基金に回されることになる。寄付が年次プログラム基金に回された後には、これを再配分することはできない。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用して構わないが、その場合、財団はその金額への上乗せは行わない。2017年1月より、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税が適用される（日本、カナダ、ドイツからの留学生の場合、協力財団を通じて資金が提供されるため、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払いから差し引かれる。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータ

リー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる（米国では、地区財団の銀行口座も可）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時のRI為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われ、プロジェクト経費の直接的な支払いに利用されるまで、その口座に維持されなければならない。直接的な支払いとは、プロジェクトの業者に対する直接の支払いまたは協力団体や受益団体が立て替えた経費をこれらの団体に支払うことを意味する。補助金資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供しなければならない。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。補助金は、支払い時点におけるRI為替レートで支払われる。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFIに加算される。

WFからの上乗せが50,001ドル～200,000ドルの補助金は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点のRI為替レートを使用して記録する（RI為替レートは毎月更新される）。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが10パーセント以上変動した場合、10パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. 2015年7月1日以降に提出された申請書に、ロータリー財団に送金する現金拠出が含まれている場合、提唱者は認証や手続きのコストを賄うため5%を上乗せして送金しなければならない。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。ただし、この5%分に対して財団からの上乗せはない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合は認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として申請書に記載された額を超える分はWFに充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WFへ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90日以内にその旨を財団に通知する。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
3. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならない。最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. 500米ドルを超える補助金資金が未使用として残った場合、未使用の全資金を速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル以下の未使用の補助金資

金は、地区補助金の諸要件を満たす活動に使用されなければならない。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 最初の中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出しなければならない。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. 500米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれをプロジェクト関連経費に使用することを承認しなければならない。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、ロータリー財団からの事前の承認は必要ない。未使用として残った補助金はすべて、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出しなければならない。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資（マイクロクレジット）

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体／小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援

するための管理運営費として使用できる。

4. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRAに関する一般的な情報は <https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx> を参照のこと。他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
 - a. 地区補助金 - それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。
 - b. グローバル補助金 - 補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/our-programs/grants を通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。

- d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
- a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/our-programs/grantsを通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）
 - iii. 銀行調整の明細書（複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
 - iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
 - v. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）
 - d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。
5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

XII. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての人は、事実上の利害の対立、あるいはそのように疑われる可能性を避けるような方法で行動するものとする。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる人が、自分やその家族、知人、仕事上の同僚、事業上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のある個人間の関係を指す。利害の対立に関する方針は、以下に具体的に示されているような状況において適用されるものとする。ただし、利害の対立に関する方針の適用は、これらの状況に限られるものではない。

1. 補助金の受領資格

ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は、ロータリー財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができないものとし、以下「受領資格のない人」と呼ぶ。受領資格のない人には、以下が含まれる：現ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織（「国際ロータリー章典」に規定されている通り）・国際ロータリーの職員、さらにこれらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員。

元ロータリアンは、会員身分が終結してから36カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから36カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。ただし、そのような人でも、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントによる職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた個人は、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

2. 選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つものと期待されている。また、ロータリー財団プログラムから補助金を得て参加する候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる）委員が、選考プロセスに参加すべきかどうかを決定し、また、参加する場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、そして、どのように参加すべきかを決定する。このような利害の対立がある（またはあると疑われる）のが選考委員長本人である場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを、クラブ理事会または地区ロータリー財団委員長（のいずれかふさわしいと思われる方）が決定する。

3. 業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織・国際ロータリーの職員、ロータリアンの配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団と提携する機関・組織・団体の職員に支払われるような業務を、ロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じ得る。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要がある可能性がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。

利害の対立が事実上ある、またはあると疑われる可能性のある個人や組織との業務取引は、このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、助言を提供するものとする。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも30日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうか

は、事務総長が決定する。状況を審査した後、ロータリー財団プログラム補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の取り消し、または将来のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

国際ロータリー第 2690 地区 2019-20 年度
**地区補助金に関する
地区申合せルールとプロジェクトの適格資格**

注) 文中の★は「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」記載事項
その他の項目は「地区申合せルール」

1. 申請プロジェクト内容について

1) 1クラブ 1 プロジェクト および複数クラブでの共同申請も可能である。

※ クラブ独自の提唱プログラムとは別途申請可能。

2) 1プロジェクトの補助金額の下限は10万円、上限は50万円とする。**自己資金(クラブ拠出金)は、補助金の半額以上とする。(プロジェクト総額は15万円以上)⁸**

3) 地区補助金は「地区でよいことをしよう」の精神に則り、地区内実施プロジェクトとする。

4) ロータリアンが積極的に参加すること。★

また、会員が如何に関与(会員が汗を流すこと等)しているかが、明確に示せるようなプロジェクトとする。

5) 「授与と受諾の条件」(2013年7月1日以降の補助金に適用)(2018年6月)を順守すること。★²

制約事項

以下の目的に補助金は利用できない。(一部抜粋)

- a. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
- b. 土地や建物の購入。
- c. 募金活動、現金寄付。
- d. 地区大会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。(例会含む)
- e. 広報(プロジェクト実施に不可欠な場合を除く)。
- f. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
- g. 既に経費が発生した活動。

附帯事項

① 青少年プログラム(ロータリー青少年交換、RYLA、ローターアクト、インターアクトなど)、建設(低廉住宅を含む)、協力団体の職員による補助金関連の旅行、奨学生のためのオリエンテーションセミナー、補助金管理セミナー及び主にロータリー以外の団体によって実施されている活動については、地区ロータリー財団委員会において、特に必要があると認められたプロジェクトは、補助金の対象とする。

② 以下の費用は地区補助金申請プロジェクトの費用としては認められない。

- A. 飲食費、並びにコンクール等での賞品、プレゼント類に係る費用
- B. プロジェクトに係る高額な広報・宣伝費

※ 「地区補助金申請プロジェクト費用として認められない費用」に関しては、プロジェクト予算書の「地区補助金区分」「その他資金区分」のどちらにも含めることができない。(必要な場合は、別途クラブ費からの負担をお願いします。)

6) 「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。★⁶

・財団の財産保全に関して、「寄付者が補助金の受領者になるべきではない」という基本的な考えにより、ロータリアンならびにロータリー関係者は補助金の受給者となることはできない。

※ ただし、補助金の受給者として申請した対象施設の理事等に、ロータリー関係者が在籍する場合は、申請書にあらかじめこの事実を記載し、「利害の対立が生じる可能性を開示」することにより申請は可能。

※ プロジェクト実施のためのロータリアンの保険加入(ボランティア保険等)については認められる。⁴

・ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを行

わなければならない。

※ ロータリー関係者が取引業者に含まれる場合は予算書に記載のこと。

※ 1 件 3 万円未満の取引および保険料や装花代等の競争入札に適さないものについては、複数の業者への見積もり要請を省略することができる。^{1,7}

7) 奨学金支給に関しては、前年度通り「地区提唱の奨学金」のみとする。(詳細は地区 HP を参照)

8) **臨時費を使用した災害プロジェクトの申請については別途提示する。⁹**

2. 申請ならびに報告について

1) 申請には、2018－19年度クラブ会長、会長エレクト、2019－20年度ロータリー財団委員長の連署を要する。

2) 申請には、クラブと地区との間の同意書である補助金活動の適切な実施および補助金資金の適切な管理を行うためにクラブが取るべき対策が記載されている、覚書(MOU)の締結が必要である。覚書には、2018－19年度クラブ会長、会長エレクト、2019－20年度ロータリー財団委員長の連署を要する。

※ クラブが任命した代表者の地区主催「補助金管理セミナー」参加条件も含まれる。

3) 地区補助金申請書は、覚書(MOU)とともに当該実施年度の前年度の3月末までに地区に提出しなければならない。

4) 地区への申請、報告書に関して、署名入りの正式な書類を作成する前に、事前チェックのため電子メールで署名以外の必要事項を記載したものを「案」として地区 R 財団事務所へ提出しなければならない。

5) 申請の承認以前に経費が発生した活動は、補助金の対象とならない。ただし、公的施設をプロジェクトの会場として使用する場合など、承認日以前の支出が必要な経費については、その必要性の説明を前提として、その他資金による支出として認める。³

6) 補助金資金の使用に関する報告には、補助金使用のプロジェクトの実施概要が視覚的にもわかるように必要な写真を付ける(海外からの監査時に有効)。

※ この写真には出来るだけ「ロータリーのロゴ」ならびにロータリーの「たすき」「帽子」等も含め、ロータリーの関与が一見してわかるようにすることが望ましい。

7) 報告書は、プロジェクト終了後 1 ヶ月以内に地区 R 財団事務所に仮報告しなければならない。

8) 補助金資金の使用に関する最終報告書は、当該実施年度の2月末日までに地区 R 財団事務所に送付しなければならない。

9) 申請額の合計が、補助金予算額を上回った場合には、該当する年度における各クラブの財団寄付額を勘案して減額する場合がある。⁵

以 上

¹ 2014 年 7 月 6 日 一部追記

² 2014 年 11 月 26 日/ 2017 年 10 月 18 日 一部修正・追記

³ 2014 年 11 月 26 日 修正

⁴ 2016 年 11 月 4 日 追記

⁵ 2016 年 11 月 4 日 一部修正

⁶ 2017 年 10 月 18 日 一部修正

⁷ 2017 年 10 月 18 日 一部修正・追記

⁸ 2018 年 9 月 25 日 一部変更・追記

⁹ 2018 年 9 月 25 日 追記

① 地区補助金報告書 提出届 ならびに チェック表

国際ロータリー第 2690 地区

2019-20 年度 地区補助金小委員会 宛

ロータリー財団 地区補助金報告書の提出にあたり、下記の「報告書のファイリングに関する地区の指定」に従い、地区指定ファイル形式にて定められた順に必要な書類が揃っていることを確認し提出致します。なお、クラブ保管分として提出書類の写し 1 部を届け出た保管場所に 7 年間保管致します。

報告書提出日	20XX 年 XX 月 XX 日	申請 No.	○
報告クラブ名	○○○○ロータリークラブ		
プロジェクト名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		

【報告書のファイリングに関する地区の指定】

地区補助金報告書類は、インデックスラベル (①②③・・・) を付けて、市販の A-4 フラットファイル [タテ型、色：ピンク] に綴じて提出してください。なお、A-4 フラットファイルの側面ならびに表紙の記載方法は「②【別紙】 地区補助金報告書：A-4 フラットファイルへの表記法」を参考にして、「クラブ名」「補助金申請 No.」を各クラブ用に変更して印刷後、切り取って指定の A-4 フラットファイルに とれないように強く貼り付けてください。

★ 申請書類提出時と同様、最終報告書提出前に、プロジェクト終了後 1 ヶ月以内に必ず地区に事前チェック用としてメールにて報告書類をお送りください。

※ 必ず 2020 年 2 月末日までに 事前チェックを受けた最終報告書を地区へ提出してください。

※ 2020 年 1 月末日頃までにプロジェクトが終了できることを推奨します。

申請書類は提出時に
コピーを保管しておいて
ください。

No.	チェック欄		必 要 書 類	チェック 事項
	クラブ	地 区		
①	✓		地区補助金報告書 提出届 ならびに チェック表	
②	—	—	【別紙】地区補助金報告書：A-4 フラットファイルへの表記法	ファイリング不要
③	✓		クラブの覚書(MOU) 第 2690 地区 地区補助金用(2019-20 年度)(写し)	
④	✓		ロータリー財団 地区補助金申請書(写し)	協力団体有の場合は参加陳述書を添付してください。
⑤	✓		【別紙】プロジェクト予算書(2019-20 年度)	
⑥	✓		見積書(写し)	
⑦	✓		地区補助金専用口座届出書(写し)	
⑧	✓		地区補助金 申請済みプロジェクトの変更届(写し) ※ 変更後の予算書、見積書	プロジェクト内容に変更が生じた場合のみ添付してください。
⑨	✓		ロータリー財団 地区補助金報告書(2019-20 年度)	【署名要】「記載説明書」を参照
⑩	✓		【地区指定様式 1】財務報告書(2019-20 年度)	【署名要】クラブは全ての支出の領収書を提出しなければなりません。補助金支払分は領収書原本を添付してください。
⑪	✓		【地区指定様式 2】補助金での購入品 管理表(2019-20 年度)	【署名要】
⑫	✓		【地区指定様式 3】資金引出し 承認署名簿(2019-20 年度) ＜専用口座入出金記録＞	【署名要】
⑬	✓		【別紙】写真資料 (写真には No を付けてください) ※ 報告書⑨、様式 2⑪、様式 3⑫に必要な写真資料を、 A-4 用紙に貼り付けてください。重複しても構いません。 ※ メールでの送信時は、PDF 変換等で容量を軽くしてください。	⑨：プロジェクトの実施概要が分かるように出来るだけ多くの写真を付けてください。⑪⑫：プロジェクトに要した支出項目に関して全て写真を添付してください。
⑭	✓		【別紙】参考資料 ※ 報告書⑨、様式 2⑪に必要な写真以外の資料： 「広報活動結果」、「パンフレット」、「お礼状」、「感想文」、 「アンケート結果」等	報告書の「記載説明書」を参照 2-5) 広報活動結果 2-6) 実施後の効果
⑮	✓		【別紙】領収書および請求書(補助金分は原本) ※ 上記 様式 1⑩・様式 3⑫に必要な領収書および請求書	全ての領収書および請求書は、 番号を記載してまとめて添付してください。
⑯	✓		【別紙】地区補助金専用通帳のすべての入出金内容の写し	

②【別紙】 地区補助金報告書：A-4 フラットファイルへの表記法

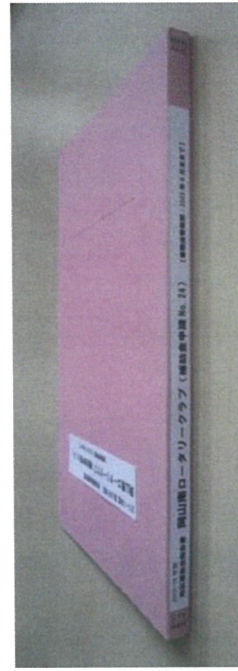
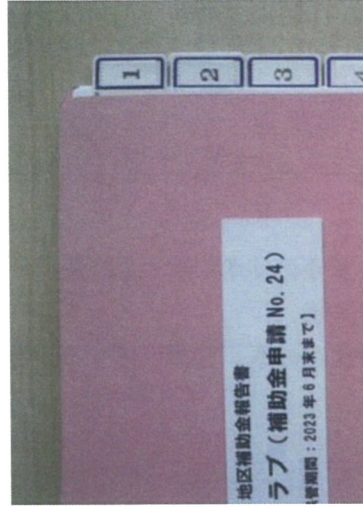
【報告書のファイリングに関する地区の指定】

地区補助金報告書類は、インデックスラベルを付けて指定された順（上から①②③・・・の順）で、市販のA-4フラットファイル「タテ型、色：ピンク」に綴じて提出してください。なお、A-4フラットファイルの側面の記載方法、以下の例を参考にして「クラブ名」「補助金申請No.」を各クラブ用に変更して印刷後、切り取って指定のA-4フラットファイルにとれないように強く貼り付けてください。

■ A-4 フラットファイル（色：ピンク）への記入例（表紙）

2019-20 年度 R I 第 2690 地区 地区補助金報告書
〇〇ロータリークラブ（補助金申請 No. 〇）

【書類保管期間：2027 年 6 月末まで】



■ A-4 フラットファイル（色：ピンク）への記入例（側面）

2019-20 年度
地区補助金報告書 〇〇ロータリークラブ（補助金申請 No. 〇）

【書類保管期間：2027 年 6 月末まで】

③ クラブの覚書(MOU) RI第 2690 地区 地区補助金用 (2019-20 年度)

この文書は、ロータリー財団が補助金の活用にあたって、クラブ用に作成した正式な覚書(MOU)をもとに、第 2690 地区として必要最小限の内容に一部修正を加えたものです。クラブと地区の間の同意書であるこの文書には、ロータリー財団 地区補助金の活動および資金の管理を適切に行うためにクラブが取る対策が説明されています。この文書を承認することにより、クラブはすべての財団の要件を遵守することに同意することになります。

なお、グローバル補助金を使用する場合には、ロータリー財団が作成した正式な覚書(MOU)の締結が別途必要となります。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. クラブの参加資格 | 5. 補助金資金の使用に関する報告 |
| 2. クラブ役員の責務 | 6. 書類の保管 |
| 3. 財務管理計画 | 7. 補助金資金の不正使用に関する報告 |
| 4. 銀行口座に関する要件 | |

1. クラブの参加資格

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には 2020 年 6 月 30 日まで、クラブは 2019-20 年度のクラブの地区補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただしこれらに限らない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

- A. クラブのロータリー財団委員長は、すべての財団補助金に対して、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って実施されるよう確認し、クラブの参加資格を維持・管理しなければならない。
- B. クラブは、情報と関係書類が確実に保管されるよう、補助金の記録文書類の保管場所を定めなければならない。
- C. クラブ会長エレクト、またはクラブが任命した代表者は、補助金管理と参加資格に関する地区主催の研修会に出席しなければならない。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
(【地区指定様式1】財務報告書)
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
(【地区指定様式2】補助金での購入品管理表)
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を遵守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
1. 資金の支払いには、クラブのロータリー財団委員長と幹事の2名が署名人となること。
(【地区指定様式3】資金引出し承認署名簿)
 2. 低金利または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. 銀行口座名に係わる役員が交代した場合は、速やかに銀行口座名を変更すること。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」ならびに「地区補助金に関する地区申合せルールとプロジェクトの適合資格」にあるとおり、補助金資金の使用に関する報告を行わなければならない。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 地区指定の地区補助金報告書一式を保管する。
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも7年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない。

7. 補助金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

8. 承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2019-20年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続きに変更や修正があった場合には、国際ロータリー第2690地区に通知することに同意する。

また、国際ロータリー、ロータリー財団、または国際ロータリー第2690地区に対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないことを誓約する。

2019年 月 日

	クラブ会長	クラブ会長	クラブロータリー財団委員長
就任年度	2018-19	2019-20	2019-20
氏 名			
署 名			

④ロータリー財団 地区補助金申請書

R I 第 2690 地区 2019-20 年度 地区補助金申請用

(2019 年 1 月 1 日～3 月 31 日)

提唱クラブ名	ロータリークラブ（代表クラブ）
共同提唱クラブ名	ロータリークラブ ※
プロジェクト名	プロジェクト内容がわかる名称にしてください。 住所もご記入ください。
実施場所	
実施期間	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日（2019.8～2020.1 の期間中の実施を推奨）

※ 共同提唱クラブが複数の場合は、参加クラブ名をすべてご記入ください。

プロジェクトの概要

◆すべて簡潔にご記入ください。補足説明が必要な場合は、別紙資料を添付してください。

1. 目的と実施内容（このプロジェクトで地域のどのようなニーズに対して何をしますか？）
（150 字以内）

2. プロジェクトの受益者とその人数をご記入ください。（40 字以内）

受益者関係の中にロータリー関係者がいらっしゃる場合は記載してください。（文字数カウント外）

3. プロジェクトの予算

地区補助金申請額	円
----------	---

※ 内容は【別紙】プロジェクト予算書の通り

「しかく」を変換していただくと「■」が表示されます。

4. 活動の種類

申請するプロジェクトは、次のうちの分野に該当しますか？ 1つ選んで■に塗りつぶしてください。

- | | | |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 地域社会の発展（一般） | ☐ 保健（一般） | ☐ 教育（一般） |
| ☐ 地域社会の発展（建物の修復） | ☐ 保健（疫病） | ☐ 教育（識字率の向上） |
| ☐ 地域社会の発展（災害復興） | ☐ 保健（ボランティア奉仕） | ☐ 教育（ボランティア奉仕） |
| ☐ 地域社会の発展（ボランティア奉仕） | ☐ 水（衛生） | |
| ☐ 食糧／農業（一般） | ☐ 水（供給／確保） | |
| ☐ 食糧／農業（ボランティア奉仕） | ☐ 水（ボランティア奉仕） | |

5. プロジェクトにおける資金面以外のロータリアンの活動についてご説明ください。（80 字以内）

何名のロータリアンがどのような活動をされるか具体的にご記入ください。

6. プロジェクト実施によって、受益者や地域社会に対してどのような影響や効果が期待できますか？（80 字以内）

7. 協力団体が関与する場合は、その団体名をご記入ください。

活動にあたっての責任事項とプロジェクトにおいてどのようにロータリアンがその団体と協力し合うことになるかを明記した参加陳述書を添付願います。本申請書に署名することで、ロータリアン提唱者は同団体がプロジェクト国において登録され、定評があり、責任を持った団体として推奨し、またプロジェクト国の法律に従い活動していることを認証します。

※ 地区ロータリー財団委員会において、特に必要があると認められたプロジェクトを除き、ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動は認められません。

協力団体の名称

正式名称をご記入ください。

8. 本活動がロータリーの提唱プロジェクトであることをどのように広報しますか？（50 字以内）

「クラブ主催を明記したチラシの配布、報道各社への取材依頼、実施時のロータリーのロゴ入りジャンパーの着用」等。公式ロゴは正しく使用してください。

9. プロジェクト連絡担当者

担当者氏名	クラブの役職		
住 所			
電話番号	携帯番号		
E-mail			

10. 資金支払の署名人氏名

⑫資金引出し承認署名簿の署名人となります。

2019-20 年度

ロータリー財団委員長	幹 事
------------	-----

11. 承認

私たちは、____年__月__日に署名した「ロータリー財団 クラブの覚書（MOU）第 2690 地区 地区補助金用」を遵守し、ここに当クラブがクラブの活動として本プロジェクトを実施決定したことを確認致します。

ロータリークラブ		2019 年 月 日
役 職	氏名（ローマ字）	署 名
2018-19 年度 クラブ 会長		
2019-20 年度 クラブ 会長		
2019-20 年度 クラブ ロータリー財団委員長		

申請No. _____

※ 補助金小委員会記入



⑤【別紙】プロジェクト予算書

R I 第2690地区 2019-20年度 地区補助金申請用

提唱クラブ名		・項目は具体的にご記入ください。 ・講師料、原稿料等も領収書が必要ですので、事前にご依頼先へご説明ください。源泉徴収が必要な場合は法令に則って対処してください。 ・プロジェクト承認後に予算変更が必要な場合は事前に地区R財団事務所までご連絡ください。	クラブ)
プロジェクト名			

プロジェクトの予算

1. 収入予算 (円)

項 目	金 額
1 地区補助金申請額	200,000
2 クラブ拠出金額	108,200
3 その他 ()	
合 計 額	308,200

2. 支出予算 (円)

協力団体からの資金拠出がある場合は 3.その他 にご記入ください。

項 目	見積書No.	地区補助金	地区補助金以外
1 会場費	1	120,000	
2 参加募集チラシ 4000部	2	40,000	
3 看板代	3	30,000	
4 講師指導料 (〇〇氏) 源泉徴収分含む	4		50,000
5 講師交通費	5		8,200
6 〇〇費	6	10,000	50,000
7			
8			
9			
10			
小 計		200,000	108,200
合 計 額			308,200

※ 予算の根拠となる見積書・価格表等を添付してください。

※ 1件3万円未満の取引(税抜)については、複数業者へのお見積り依頼を省略することができます。

3. 利害の対立の報告

取引業者にロータリー関係者が含まれる場合は、公平な取引であることを説明してください。

例) 見積書No.2 チラシの発注先は補助金申請クラブ内の〇〇会員の経営する「〇〇(株)」です。物品単価・納期・業務依頼手続・本プロジェクトの理解度等、総合的に判断して取引は適正なものです。

4. 備考

1. 2. の項目について説明等があればご記入ください。

例)
・項目1、2、3、6 についてはそれぞれ2社より見積を取り寄せ、安価な方を採用しました。(相見積添付)
・項目4「講師指導料」、講師については現在協力団体と打合せ中であり、常識的な金額を計上しました。
・項目5「講師交通費」については、JRホームページより調べました。

申請No. _____

※ 補助金小委員会記入



	申請No.
提唱クラブ名	ロータリークラブ（代表クラブ）
共同提唱クラブ名	ロータリークラブ ※
プロジェクト名	

※ 共同提唱クラブが複数の場合は、参加クラブ名をすべてご記入ください。

協力団体

名 称	NPO法人 ○○○○		
代表者	○○○○		
所在地	〒XXX-XXXX	○○県○○市○○町○-○	
連絡先	TEL	XXXX-XX-XXXX	FAX XXXX-XX-XXXX
	E-mail	xxxx@xxx.xx.jp	
ウェブサイト	http://www.xxx.com		
事業内容 活動内容	○○○の広報・支援活動		
本プロジェクト への協力内容	本プロジェクトの内容へのアドバイス、当日の受益者へのサポートをロータリアンとともに行っていただく。		

名 称			
代表者			
所在地	〒		
連絡先	TEL		FAX
	E-mail		
ウェブサイト	http://		
事業内容 活動内容			
本プロジェクト への協力内容			

協力団体が複数ある場合は、それぞれご記入をお願いいたします。

⑥ 地区補助金 専用口座届出書

国際ロータリー第 2690 地区
2019-20 年度 地区補助金小委員会 宛

地区とクラブとで締結した「クラブの覚書（MOU）第 2690 地区 地区補助金用（2019-20 年度）」にて規定されている地区補助金プロジェクト専用口座を 以下の通り設けましたので、報告致します。

		申請No.	
ロータリークラブ		2019 年	月 日
役 職	氏名（ローマ字）	署 名	
2018-19 年度 クラブ'会長			
2019-20 年度 クラブ'会長			
2019-20 年度 クラブ'ロータリー財団委員長			

地区補助金プロジェクト専用口座			
	銀 行 信用金庫 信用組合		支店
☐ 普通預金 ☐ 当座預金	口座番号		
カタカナ			
口 座 名			

- 注）・できるだけ利子の発生しない決済用預金口座の使用をお願い致します
 ・専用口座には、地区補助金以外の資金を入れず、補助金の処理のみを行ってください。
 ・前回プロジェクト終了後に発生した利息はプロジェクト外費用（地区補助金分）としてご使用ください。

【参考】「クラブの覚書（MOU）」にて規定されている 関連項目

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
1. 資金の支払いには、クラブのロータリー財団委員長と幹事の 2 名が署名人となること。
（【地区指定様式3】資金引出し承認署名簿）
 2. 低金利または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておくなければならない。
- F. 銀行口座名に係わる役員が交代した場合は、速やかに銀行口座名を変更すること。

ロータリー財団 地区補助金
⑦ 申請済みプロジェクトの変更届
(2019-20 年度)

1. 所要事項をご記入ください。(該当項目を「■」に塗りつぶしてください。)

☐ 変更

☐ 中止

2. 下記 地区補助金申請済みプロジェクトに関して、以下の通りの変更を行うことを報告します。

申請No.	
提唱クラブ名	ロータリークラブ (代表クラブ)
共同提唱クラブ名	ロータリークラブ ※
プロジェクト名	

※ 共同提唱クラブが複数の場合は、参加クラブ名をすべてご記入ください。

変更理由

変更内容

事前に予算に変更がある場合は、予算書と見積書の添付をお願いします。

予算変更の場合は、予算書と見積書(相見積書)を添付してください。

3. 私たちは、地区補助金申請済みプロジェクトの実施を上記記載の通り変更することを確認します。

(複数クラブでの提唱プロジェクトの場合は、代表提唱クラブが記載)

ロータリークラブ		20 年 月 日
役 職	氏名 (ローマ字)	署 名
2019-20 年度 クラブ'会長		
2019-20 年度 クラブ'ロータリー財団委員長		

4. 承認

上記事項を承認します。

国際ロータリー第 2690 地区		20 年 月 日	
2019-20 年度 地区ロータリー財団委員長	Tadashi Ikegami	署名	

⑧ロータリー財団 地区補助金報告書

R I 第 2690 地区 2019-20 年度 地区補助金報告用

	申請No.	
提唱クラブ名	ロータリークラブ（代表クラブ）	
共同提唱クラブ名	ロータリークラブ ※	
プロジェクト名		
実施場所		
実施期間	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日（2019.8～2020.1 の期間中の実施を推奨）	

※ 共同提唱クラブが複数の場合は、参加クラブ名をすべてご記入ください。

プロジェクトの概要

◆すべて簡潔にご記入ください。補足説明が必要な場合は、別紙資料を添付してください。

1. 目的と実施内容（このプロジェクトで地域のどのようなニーズに対して何をしましたか？）

写真資料No.:	
----------	--

写真はA4サイズの別紙に貼付して、番号を付してください。写真は書式ごとではなく、全体を連番にしてください。複数の項目で同じ写真を使用していたいて結構です。

2. プロジェクトの受益者とその人数をご記入ください。

写真資料No.:	
----------	--

・受益者は延べ数ではなく実数をご記入ください。
・ロータリアンは受益者になりません。

3. プロジェクトの決算額

地区補助金決算額	円	プロジェクト決算総額	円
----------	---	------------	---

内容は⑩【地区指定様式 1】財務報告書、⑪【地区指定様式 2】補助金での購入品管理表、⑫【地区指定様式 3】資金引出し承認署名簿 の通り

4. ロータリアンの参加状況（どのようなことを何名のロータリアンが行ったか）についてご説明ください。

写真資料No.:	
----------	--

ロータリアンの積極的関与がわかるよう活動内容を具体的にご記入ください。集合写真ではなく、活動中の様子を写した写真の添付をお願いします。

5. プロジェクト実施によって、受益者や地域社会に対してどのような影響や効果がありましたか？

写真資料No.:	
----------	--

6. 協力団体が関与した場合は、その団体名と役割をご記入ください。

写真資料No. :

7. 広報活動結果をご記入ください。

新 聞	件	テレビ	件	その他	件
どのようなメディアに、どのように取り上げられたか具体的にご説明ください。					
参考資料 :					

参考資料として、掲載された記事等の添付をお願いします。
可能であれば、チラシ、プログラム等も添付してください。

8. プロジェクト連絡担当者

担当者氏名		クラブの役職	
住 所			
電話番号		携帯番号	
E-mail			

9. 関係書類の保管管理：すべての関連書類を7年間（2027年6月末まで）保管するための、クラブが規定する保管場所をご記入ください。

例) ○○市○○町 1-1 ○○ロータリークラブ事務局内キャビネットNo.○○内

11. 承認と同意

本報告書に署名することにより、あらかじめクラブと地区とで締結した「クラブの覚書（MOU）第2690地区地区補助金用」ならびに「地区申合せルール」に準拠し認められた項目にのみ地区補助金の資金が使用されたと共に、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書は、地区に提出しました。また、本報告書に関連して提出した写真はすべて、地区の所有物となり、返送されないことも理解するとともに、著作権を含めこの写真のすべての権利を地区が所有することを認め、時と場所を問わず、いかなる方法、また現在知られている媒体または後に作成される媒体において、使用料なしで写真を使用する取消不能な許可を地区に与えます。これには、必要であれば、地区の独自の裁量により写真に修正を加える権利が含まれます。また、地区が、ウェブサイト、雑誌、冊子、パンフレット、展示、その他 地区、RI およびロータリー財団の推進資料において写真を制限なく使用できる権利も含まれます。

ロータリークラブ		20 年 月 日
役 職	氏名（ローマ字）	署 名
2018-19 年度 クラブ 会長		
2019-20 年度 クラブ 会長		
2019-20 年度 クラブ ロータリー財団委員長		

⑨ 【地区指定様式1】 財務報告書（2019-20年度）
「クラブの覚書（MOU）R I 第2690地区 地区補助金用」に基づく届出書

	申請No.	
提唱クラブ名	ロータリークラブ（代表クラブ）	
プロジェクト名		

プロジェクトの決算

1. 収入（円）

項 目	金 額
1 地区補助金	A 200,000
2 利息収入	B
3 クラブ拠出金	C 108,200
4 その他（ ）	D
プロジェクト収入総額 A+B+C+D	308,200

※ 補助金専用口座で発生した利息(b)（前回プロジェクト終了後に発生した利息を含む）はプロジェクト費用として使用してください。

2. 支出（円）

2-1) 支出表

項 目	領収書No.	地区補助金	地区補助金以外
1 会場費	1	120,000	
2 参加募集チラシ 4000部	2	40,000	
3 看板代	3	30,000	
4 講師指導料（〇〇氏）源泉徴収分含む	4		50,000
5 講師交通費	5		8,200
6 〇〇費	6	2,421	37,579
7			
8			
9			
10			
（地区補助金残金 返金手数料）			432
小 計		E 192,421	F 96,211
プロジェクト支出総額 E+F		288,632	

- ・ 項目：申請時（予算書）と同じ項目名にしてください。
- ・ 領収書No.：すべての支出項目に関して領収書／請求書が必要です。
- ・ 補助金での支払いの領収書は原本を添付してください。
- ・ 補助金返金時の送金手数料はクラブにてご負担ください。

※ 支出項目は、⑤プロジェクト予算書をもとにご記入ください。必要に応じて行を追加してください。

※ クラブはすべての支出の領収書を保管しなければなりません。補助金支払分は領収書原本を添付してください。

2-2) 申請時予算との相違について

⑤プロジェクト予算書の金額から大幅な増減がある項目についてご説明ください。

項目5. 材料費が〇〇のため、減額となり、補助金の返金が生じた。

3. 残高

地区補助金 A+B-E	地区補助金以外 C+D-F
7,579	11,989

2019年〇月〇日に地区補助金残額 7,579 円を地区に返金しました。

4. 利害の対立に関する報告

地区補助金に係る受益者ならびに取引業者にロータリー関係者が含まれる場合は、「利害の対立に関する方針」に抵触する可能性がありますので、その取引が公平かつ透明であることを開示する必要があります。以下に その内容（項目2. 支出表のNoと支払先ロータリアン関係者名等）を記載し、記載した内容が公平な取引であることを説明するとともに、これを証するものを提出あるいは保管願います。 ※ 監査時に指摘された場合は必要な説明が求められます。

4-1) 受益者に関する報告（適合する方を「■」に塗りつぶしてください。）

☒ 利害の対立はありません。 ☐ 以下の通り報告致します。

4-2) 取引業者に関する報告（適合する方を「■」に塗りつぶしてください。）

※⑤プロジェクト予算書 3. 利害の対立の報告の内容も再度ご記入ください。

☐ 利害の対立はありません。 ☒ 以下の通り報告致します。

例) 見積書No.2 チラシの発注先は補助金申請クラブ内の〇〇会員の経営する「〇〇（株）」です。物品単価・納期・業務依頼手続・本プロジェクトの理解度等、総合的に判断して取引は適正なものです。

5. 承認と同意

本報告書に署名することで、地区補助金の資金が、あらかじめクラブと地区とで締結した「クラブの覚書（MOU）第2690地区地区補助金用」ならびに「地区申合せルール」に準拠し、認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。なお、支出項目各金額および単価は適正価格であることを確認しており、「4. 利害の対立に関する報告」も含め 地区ならびに財団から必要な記録や証明となる資料の提出を求められた時には、ただちにこれらの資料を提出することを致します。

ロータリークラブ		20 年 月 日
役 職	氏名（ローマ字）	署 名
2019-20年度クラブ会長		
2019-20年度クラブロータリー財団委員長		
2019-20年度クラブ幹事		

⑩【地区指定様式2】補助金での購入品管理表（2019-20年度）

／「クラブの覚書（MOU）R I 第 2690 地区 地区補助金用」に基づく届出書

※ 地区補助金の利用に関するロータリー財団からの以下の指定事項に基づき「補助金での購入品管理表」です。

【財務管理計画としての必要事項（ロータリー財団指定事項）】： 補助金で購入した備品・設備やその他の財産を管理する在庫管理システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。

※ 補助金で購入したもの、作られたもの、配布されたものすべてに関して記入してください。

※ 上記 すべてのものに対して写真を撮ってください。海外からの監査時にも有効な資料となります。（各写真は、⑬【別紙】写真に No を付けて張り付けてください）

※ 「保管・設置場所」「管理責任者」は、補助金での購入品目に関しての 今後の所在・管理者を明確にするためのものです。

※ 補助金購入品のうち、「清掃用ゴミ袋」「コンサート案内パンフレット」等を すべて使い切った場合は「保管・設置場所」の欄に「すべて使用済み（在庫なし）」「すべて配布済み（在庫なし）」と記入してください。これら品目に関しても 在庫が生じた場合は、この在庫分の「保管・設置場所」「管理責任者」を明記して、必要な場合はクラブで購入してください。

申請No.	ロータリークラブ				確認	クラブ会長	
プロジェクト名					署名	クラブロータリー財団委員長	
補助金での購入品目	数量	単位	金額（円）	写真 No.	保管・設置場所	管理責任者 （所属・役職・氏名）	備 考
参加募集チラシ	4000	部	40,000	○	全て配布済み		
看板	1	枚	30,000	○	当日使用後廃棄		
○○材料	100	セット	58,000	○	○○小学校	○○○○ 校長	地区補助金：8,954 円 地区補助金以外：49,046 円

・補助金での購入品目：補助金以外での購入品については記載の必要はありません。
 ・写真No.：全ての購入品について写真を添付してください。
 ・保管・設置場所：チラシ等、配布したものは「すべて配布済み」としてください。
 ・ロータリーが受益者になることはできませんので、補助金で購入したものはクラブで保管することができません。ロータリー関係以外に寄贈して、保管場所と管理責任者を記載してください。



⑪【地区指定様式3】

資金引出し承認署名簿（2019-20年度）＜専用口座入出金記録＞

「クラブの党書（MOU）R I 第2690地区 地区補助金用」に基づく届出書

- ※ 補助金専用口座からの資金の引出しには、「クラブロータリー財団委員長」および「クラブ幹事」の2名による承認署名が必要となります。（各行）
- ※ 地区からの補助金送金後、専用口座には補助金以外の資金を入れず、補助金のみの処理を行ってください。
- ※ 日付、入出金内容、金額、支払先は、補助金申請時の予算書に基づき、専用通帳とすべての領収書において齟齬を来さないように対処してください。
- ※ 支払われた金額に対するすべての領収書は、番号を記載して別紙にまとめて保管してください。
- ※ 購入した原材料、作成したパンフレット類等 プロジェクトに要した支出項目に関して、可能な限り写真を添付してください。海外からの監査時に有効です。
- ※ 補助金専用口座の動きのすべてがわかるように、専用口座通帳の入出金内容の写しを添付してください。
- ※ 足りない場合は行を追加してください。（残高セルの計算式にご注意ください）

申請No.		ロータリークラブ		専用口座名				
プロジェクト名								
日付	入出金内容	金額 ※出金時は マイナス入力	支払い先	残高	確認署名		領収書 No.	写真 No.
					クラブロータリー財団委員長	クラブ幹事		
8/15	地区より補助金入金	200,000	—	200,000			—	—
9/10	会場費	-120,000	〇〇ホール	80,000			1	○
9/15	参加募集チラシ 4000部	-40,000	〇〇 (株)	40,000			2	現物 添付
9/15	看板代	-30,000	〇〇広告 (株)	10,000		地区補助金小委員会でのチェックの後はこちらにご署名いただき、ファイリングの上、ご提出 (郵送) ください	3	○
9/20	〇〇材料費	-2,421	(有) 〇〇	7,579			4	○
9/30	地区へ補助金返金	-7,579	RI第2690地区	0			5	—

・専用口座では補助金のみの処理を行ってください。
・写真の添付をお願いします。

地区補助金プロジェクト適合資格チェックリスト

✓	チェック項目／内容	地区 ルール	財団 ルール
	①プロジェクトは、下記のどれに適合しているか？ (以下の項目に適合していない場合は、地区に事前に問い合わせてください) ・地域社会の発展 ・食糧/農業 ・保健 ・水 ・教育		○
	②特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援ではない (前年と同じ内容の場合は、同じ受益者でないこと)		○
	③既に経費が発生した活動ではない		○
	④ロータリー以外の団体が主体となっていない(提唱クラブが主催者であること) ただし、地区ロータリー財団委員会において特に必要があると認められたプロジェクトは除く		○
	⑤「補助金参加者の利害の対立に関する方針」を順守している (ロータリアンや関係者、クラブが受領者や受益者でないこと)		○
	⑥500ドルを超えるプロジェクトの標識が予算書に含まれていない		○
	⑦ロータリアンが積極的に関与すること (単なる寄付・寄贈などでなく、ロータリアンが汗を流す)	○	○
	⑧プロジェクトの予算書、報告書に以下の項目が含まれていない ・飲食費 ・賞品 ・プレゼント ・高額な広告宣伝費 ・奨学金	○	
	⑨補助金額は、プロジェクト費用総額の3分の2以下である 補助金額は、10万円以上、50万円以下になっている	○	
	⑩地区内実施のプロジェクトである	○	
	⑪プロジェクトの実施期間は、8月以降の開始、翌年1月末頃までの終了を推奨 決められた期日までに申請書や報告書などの提出ができる	○	

※上記の内容について、詳しくは以下の資料を参考にしてください。

1. ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件(2018年6月)
2. 国際ロータリー第2690地区 2019-20年度 地区補助金に関する地区申合せルールとプロジェクトの適合資格

地区補助金申請書記載事項チェックリスト

✓	チェック項目／内容	
	WHAT	何を実施するのか？ ・ロータリー財団の使命に合致する内容となっているか。 「健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済する」 ・ロータリアンが直接参加しているか。 ・物品寄贈のためのプロジェクトになっていないか。
	WHY	なぜ、実施するのか？ ・どのような「地域社会のニーズの調査」に拠ったのか。
	WHEN	いつ、実施するのか？ ・なぜその時期となったのか。
	WHERE	どこで、実施するのか？ ・なぜその場所となったのか。
	WHO	誰が、実施するのか？ ・なぜその団体or人の協力を得るのか。
	HOW	どのように、実施するのか？ ・プロジェクト終了後も地域の人々が自力でニーズに応えられるような支援となっているか。
	HOW MUCH	いくらで、実施するのか？ ・契約方法は、適正か。 1 社見積：30,000円未満又は相見積もりが採れない理由有り 2 社以上の見積：上記以外(ロータリー関係者であるかどうかにかかわらず)



重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。

5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々の間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理
 - a. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
 - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
 - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
 - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
 - e. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウィルス接触前の予防など）
 - f. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
 - g. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
2. 蚊やほかの媒介生物（病原体を媒介する生物）を通じて感染する疾病
 - a. 蚊帳と予防薬の提供
 - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
 - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
 - d. 蚊以外の媒介生物の除去
3. 非伝染病の予防と管理
 - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供
 - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
 - c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
 - d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）

- e. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
 - f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
 - g. 交通／車両に関連する負傷を防ぐプロジェクト
4. その他の活動
- a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
 - b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）
- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。
- 1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
 - 2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

- 1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
- 2. 疾病予防と治療に関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
- 3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPVウィルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当

20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 基本的な初等・中等教育の質の向上と、地元の学校関係者との協力（可能な限り）。
2. 成人の識字教育。
3. カリキュラム導入、効果的な教育法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. カリキュラムおよび／または教師研修を補完する資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 学校用機の購入（ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること）。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
7. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない）
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
7. 地元、地域、または国の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合を除く）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。

2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、貧困状態（貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域）にある人々の経済・社会的状況を改善することを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、申請者の経験、専攻課程、キャリア計画との関連性を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコースや、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 地元、地域、または国の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
 - iv. 地元、地域、または国レベルでの起業や事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
 - v. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけのマクロ経済学、政治学、または金融学。
 - ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 少なくとも以下の一つを含むキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の、社会・経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。

- iii. 貧困者、低収入者、若者、女性、十分な支援が行き届いていない地域の人々、先住民族などの経済・社会的福利のためのアドボカシーに関連するもの
- b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動や運営、また一般的な社会事業に焦点を当てたもの。



持続可能なプロジェクトの立案 6つのステップ

「持続可能性」(Sustainability)という言葉は、組織によって異なる意味を持っています。ロータリーの「持続可能性」とは、補助金プロジェクトの終了後にも、現地の人々が自力でニーズに取り組めるよう支援し、長期的な解決策をもたらすことを意味しています。この「持続可能性」の要素を盛り込むための6つのステップをご紹介します。

1) 地域社会のニーズと強みを調査する

プロジェクトが実施される国の提唱者が地域社会のニーズ調査を実施。特定されたニーズのうち、補助金で支援できるニーズは何か、地元の人々の価値観や文化を考慮してどのような活動ができるか検討する。計画立案の段階から、地元の他団体に参加してもらう。

2) 現地で物資を調達する

可能な限り、設備や物資、テクノロジー機器は現地で調達する。また現地で調達できる部品を使った製品を選ぶ。テクノロジーや物資を選ぶ際には、地元の人々に参加してもらい、設備の使用、維持、修理を自分たちで行っていくよう研修を行う。

3) 現地の資金源を確保する

プロジェクトの長期的な運営、設備や機器の維持・修理費を賄うための地元の資金源があることを確認する。プロジェクトのために物やサービスを提供する人と業者には、継続的にプロジェクトにかかわってもらえるよう、適切な報酬を与える。

4) 研修、教育、呼びかけを行う

現地の人々が自力でニーズを満たしていく力をつけられるよう、研修、教育、啓蒙活動を行う。研修を受けた人々が、学んだ知識をさらに多くの人に伝えていくための計画を立てる。必要に応じて、専門知識を持つ地元団体の力を借りる。

5) 恩恵を受ける人びとも関与してもらう

補助金が全額使われた後にも、受益社会が自力でプロジェクトを継続できるようにする。具体的には、支援の対象となる人びとやプロジェクト参加者に継続的に関与・協力してもらうためのインセンティブを提供したり、プロジェクトの成果を長期的に保つため、現地でリーダー的役割を引き受けてくれる人を探す。

6) モニタリングと評価を欠かさない

明確で測定可能なプロジェクト目標を立て、プロジェクトのデータを集める方法を決める。評価に用いる基本データを記録し、少なくとも3年間どのような変化がもたらされたかを具体的に示せるようにする。

ロータリー財団

~~~~~ 地区の参加資格認定：覚書（MOU）

1. 地区の参加資格認定
2. 地区役員の責務
3. クラブの参加資格認定
4. 財務管理計画
5. 年次財務評価
6. 銀行口座に関する要件
7. 補助金の使用に関する報告
8. 書類の保管
9. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

1. 地区の参加資格認定

地区は、地区補助金とグローバル補助金を利用する条件として、オンラインの資格認定手続きを完了し、本覚書（MOU）に記載されている財務および資金管理の要件を満たすことに同意するものとする。地区は、これらの要件を適切に満たすことにより、ロータリー財団補助金を利用する資格が認められる。

- A. 誰が資金を管理するかにかかわらず、地区が提唱した補助金の使用については、地区がその責任を負う。
- B. クラブが提唱した補助金については、そのクラブが加盟終結となった場合、もしくはその他の理由で補助金の責任を負えなくなった場合に、地区がその責任を負う。
- C. 地区が参加資格の認定を維持するには、本覚書（MOU）および適用されるロータリー財団の方針すべてを順守しなければならない。
- D. 以下の行為が確認された場合、参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。
 1. 補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理。不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適格な寄付、私利のための資金使用、利害の対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用、以上を含む（ただしこれらに限られない）申し立てに対し、適切な処置をとらなかった場合。
 2. 十分な理由なくして、地区内クラブに参加資格を与えることを拒否した場合。
- E. 地区は、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. 地区役員の責務

地区ガバナー、地区ガバナーエレクト、地区ロータリー財団委員長は、ロータリー財団補助金の適切な使用の監督に加え、クラブと地区の参加資格認定について主要な責任を有する。

地区役員の責務には、以下が含まれる。

1. 地区とクラブの参加資格認定を実施、管理、維持する。
2. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の対策と適切な補助金管理の慣行に沿って扱われるようにする。
3. 地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してロータリアンを指導する。
4. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. クラブの参加資格認定

地区は、地区内クラブの参加資格認定を行う責任を有する。参加資格の条件として、クラブは「クラブの覚書（MOU）」に同意し、クラブから少なくとも会員1人を地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席させなければならない。

- A. クラブがグローバル補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。
- B. 地区は、関係する地元の法律や地区特有の事情を考慮し、クラブの資格認定に追加要件を設けることができる。追加要件は、地区内すべてのクラブが満たすことのできるものでなければならない。地区は、クラブが参加資格を得る要件として、ロータリー財団へのいかなる寄付も義務づけることはできない。
- C. 地区は、地区補助金の資金を、地区外の参加資格を得ていないクラブに配分してもよい。ただし、これらの補助金資金の使用については、地区がその責任を有する。参加資格を得ていないクラブが、適用されるすべてのロータリー財団の方針（ロータリー財団地区補助金の授与と受諾の条件を含む）に従わなかった場合、地区の参加資格が失われる恐れがある。

4. 財務管理計画

地区は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

1. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
2. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
3. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
4. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
5. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

5. 年次財務評価

財務管理計画とその実施に関する評価を、毎年必ず行うものとする。財務評価とは、財務管理と要件の順守状況の評価するものである。独立した監査法人か地区監査委員会のいずれかが年次財務評価を行うものとし、そのどちらが行うかは地区が決めるものとする。

- A. 財務評価は、監査や会計検査よりもかなり範囲が狭いものであり、以下を含む。
1. 地区が作成した財務管理計画を順守していることの確認。
 2. 地区補助金および地区が提唱したグローバル補助金の支出の検査。これには以下が含まれる。
 - a. 支出項目をいくつか選び、それらを裏付ける書類と照合する。
 - b. 補助金の「授与と受諾の条件」に則って資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直す。
 - c. 高額な支出項目すべてについて、競争入札が行われたことを確認する。
 - d. 適切な管理が維持されるよう、資金支出のプロセスを見直す。
 3. 補助金に関連するすべての金銭的取引とプロジェクト活動が、少なくとも標準的な事業慣行のレベルで行われたかどうかの判断：
 - a. ロータリー財団の書類保管に関する要件を順守していることを確認
 - b. 地区監査委員会または独立した監査法人が必要とみなすその他の手続き
 4. 年次財務評価の結果報告。各ロータリー一年度終了後3カ月以内に、地区内のクラブに結果を報告しなければならない。
- B. 地区監査委員会が財務評価を行う場合、この委員会には、ロータリー財団補助金に直接かわる人物を含めてはならず、また、以下をはじめ、RI細則の要件を満たしていなければならない。
- a. 少なくとも3名の委員から構成されること
 - b. 少なくとも1名は、パストガバナーもしくは監査の経験を有する人物であること

6. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする、地区が管理する口座を設けなければならない。

- A. 地区の銀行口座は以下を満たしていなければならない。
1. 資金の支払いには、地区の少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. 地区が提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. 領収書およびロータリー財団資金の使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。

- F. 地区は、責任者の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

7. 補助金の使用に関する報告

補助金に関する報告は、補助金の適切な資金管理の重要な部分である。地区は、補助金報告の手続きを設けるものとする。

- A. 地区は、すべての地区財団活動資金（DDF）の使用に関して、以下の方法によりクラブに報告しなければならない。
1. 地区の会合（全クラブが招かれる会合、または全クラブが出席できる会合）で年次報告を行う。この報告には、補助金を受領した全プロジェクトの支出の内訳、ならびに補助金資金を受領した地区の番号、クラブ名、個人名が含まれていなければならない。
 2. ガバナーの毎月の通信物の最終号に、このような補助金の財務に関する情報を掲載する。
- B. 地区は、ロータリー財団補助金のすべての報告要件に従わなければならない。

8. 書類の保管

地区は、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、保管するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）
 2. クラブの参加資格認定に関する書類。これには以下が含まれる。
 - a. 署名入りの「クラブの覚書（MOU）」
 - b. 補助金管理セミナーへのクラブの出欠記録
 3. 地区補助金および地区が提唱するグローバル補助金に関する情報。これには以下が含まれる。
 - a. 地区補助金の資金を受領したクラブおよびその他の団体から集めた情報
 - b. 補助金の資金で購入したすべての品の領収書と請求書
 4. 計画や手続きを記載した書類
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - d. 補助金資金の不正使用および（または）不適切な管理の報告を記録するシステム
 5. 財務評価と補助金資金の使用に関する年次報告書
- B. 地区の記録は、地区内ロータリアンが閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

- D. インドに適用：「地区の参加資格認定：覚書」は、インドの情報技術法（Information Technology Act）（2000）に定められた通り、「電子的記録」であり、ロータリー財団章典に準拠する。この電子的記録は、コンピューターシステムによって作成され、電子的に提出されるものであり、手書きの署名も電子署名も必要ない。ドメインネーム www.Rotary.org は、米国イリノイ州で法人化された組織である国際ロータリーが所有する。

9. 補助金の不正使用に関する報告と解決の方法

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合に地区が記録と追跡調査を行い、解決することは、参加資格認定の要件の一つである。不正使用の申し立てが生じる前に計画を立てておくことで、地区は、一貫した手続きを踏むことができるとともに、資金の不正使用は許されないという姿勢を助長することができる。

- A. 地区は、補助金資金の不正使用や不適切な管理の報告を円滑に行い、記録するための体制を整えておかなければならない。
- B. 補助金資金の不正使用や不適切な管理の報告があった場合、地区は、直ちに調査しなければならない。
- C. 地区は、補助金資金の不正使用や不適切な管理の疑いがある場合、またはそれらが確認された場合には、これをロータリー財団に報告しなければならない。

クラブの参加資格認定:覚書(MOU)

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金とパッケージ・グラントの活用にあたって、ロータリー財団(以下「財団」)から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただしこれらに限られない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある:
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。

- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる(ただし、以下に限られない)。

- ## 7. 補助金資金の不正使用に関する報告

承認と同意

ロータリー・クラブを代表し、下記署名人は、_____ロータリー
年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針
や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第_____地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	

2019-20 年度

国際ロータリー第 2690 地区

ロータリー財団 グローバル補助金奨学生 募集要項



国際ロータリー第 2690 地区（鳥取・島根・岡山）は、2018-19 年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生候補の募集を以下の要項に従って行います。

プログラムの目的

国際ロータリーのロータリー財団グローバル補助金奨学金は、6つの重点分野（1. 平和と紛争予防/紛争解決 2. 基本的教育と識字率向上 3. 経済と地域社会の発展 4. 疾病予防と治療 5. 水と衛生 6. 母子の健康）のいずれかに該当する分野でキャリアを築くことを目標とする方を支援し、将来、持続的で測定可能な成果を生むこと。

奨学金の期間

1～4 年間

奨学金の額

30,000～50,000 米ドル

*本人のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、学生寮二人部屋程度の下宿代、大学食堂程度の食費、保険料等が奨学金の対象となります。

募集人員

1 名

応募資格

1. 6つの重点分野のいずれかに該当する分野を履修すること。
2. 2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日の期間内に大学院レベルの教育機関での留学を開始すること。
（在学中でも応募できますが、すでに授業料の支払われた期間は対象となりません）
3. 優れた親善使節として活動に取り組む準備ができている学生であること。
4. 申請者の現住所、本籍、通勤先、通学先のいずれかが地区（鳥取・島根・岡山）内にあること。
5. ロータリアン、ロータリー関係組織職員、その直系卑属・尊属でないこと。
6. 留学する国の言語に堪能で、留学する教育機関において正規の研究に従事する際、不都合のないレベルであること。
7. 他の地区のロータリー財団補助金奨学金を受けていないこと。

奨学金の条件

1. 奨学金の授与にあたって、ロータリー財団の掲げる諸条件に同意すること。
2. 第 2690 地区および受入れ地区が実施するオリエンテーションに出席すること。
3. 奨学期間の開始前と終了後に派遣ロータリークラブでスピーチを行うこと。
4. 奨学期間中は、ロータリアンおよびそれ以外の人を対象に複数回スピーチを行うこと。（報告書記載）
5. 留学中は全課程において優秀な成績を維持し、奨学金プログラムの親善と学業の両面に等しく重点を置くこと。
6. 受入れ地区では、ロータリーに積極的に関わり、社会奉仕活動や人道的奉仕活動に取り組むこと。
7. 留学中は所定の報告書を定時に提出すること。
8. 奨学期間終了後、財団の学友会活動に参加する。また、派遣クラブや地区の諸活動に参加し、国際ロータリーと長期にわたる関係を築くこと。
9. 奨学期間終了後、連絡先（住所、電話、Email 等）に変更が生じた際は、地区ロータリー財団事務所に連絡すること。

応募の期限と方法

所定の申請書をダウンロードし、漏れなく記入（顔写真貼付）し、他の必要書類を添付して
2019年1月31日（木）までに地区内のクラブ（<http://rid2690.jp/club/index.html>）へ郵送で提出してください。

★事前にクラブへご連絡ください。

提出書類

1. 「国際ロータリー第2690地区 ロータリー財団グローバル補助金奨学金申請書」
 2. 入学許可書または在学証明書
*必ず2019年4月末日までにご提出ください
 3. 語学力テストの結果（コピー可）
*英語圏：TOEFL、IELTS等の成績表
*英語圏以外：該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表
- ★提出書類は一切返却しません。

選考

クラブ選考	2019年1月31日以降	クラブ会長・幹事他による書類審査・面接
地区1次選考	2019年2月28日以降	地区担当役員による書類審査
地区2次選考	2019年3月30日（土）	地区担当役員による面接審査（岡山市内）

*面接審査は日本語と留学先使用言語の両方で行います。筆記試験はありません。
*スカイプ等を利用したビデオ通話や音声通話による面接は行いません。

2次選考合格から派遣までの流れ

2次選考を合格した方については、大学院周辺のロータリークラブへホストクラブの依頼をします。ホストクラブの受け入れが確認でき、且つ大学院の入学許可が得られたらロータリー財団本部へ提出する申請書をオンラインで作成し、審査を受けます。

1～2ヶ月後にロータリー財団本部の審査結果が判明し、承認された場合には奨学金の支給が決定します。

なお、2次選考合格者は留学開始までに、地区主催のオリエンテーションやロータリークラブの会合に参加し、国際ロータリーに関する理解を深めることが求められます。

注意

- ・ロータリー財団本部の承認前に支払った費用については、奨学金の対象になりません。
- ・「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」をご覧ください。
- ・希望する大学院への入学許可を得ること、受入れ地区のホストクラブが見つかることの2つの条件を満たすことがロータリー財団本部の審査を受ける条件となります。条件付き入学許可は認められません。（学費支援の保証を必要とする条件を除く）
- ・奨学金額は、2次選考終了後に、留学先や期間などを考慮し、地区が決定いたします。
- ・奨学生は3ヶ月毎に地区報告書、12ヶ月毎に中間報告書、留学終了時に最終報告書を提出しなければなりません。

お問合せ先

国際ロータリー第2690地区 地区ロータリー財団事務所

E-mail office@zaidan-rid2690.jp

地区とは、国際ロータリーの管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な地域内にあるロータリークラブのグループです。2017年7月時点で、200以上の国と地域に約40の地区があり、日本には34地区があります。
国際ロータリー第2690地区には鳥取県、島根県、岡山県内の66クラブが所属しています。
ロータリーの年度は7月1日から6月30日までです。

2019-20 年度

国際ロータリー第 2690 地区

ロータリー財団 地区補助金奨学生 募集要項



国際ロータリー第 2690 地区（鳥取・島根・岡山）は、2019-20 年度ロータリー財団地区補助金奨学生候補の募集を以下の要項に従って行います。

プログラムの目的

国際ロータリーのロータリー財団の使命である世界理解、親善、平和を促進するために、グローバル補助金奨学生に該当しない学生の支援を行うこと。

奨学金の期間

1～2 年間

奨学金の額

13,000～27,000 米ドル

*本人のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、学生寮二人部屋程度の下宿代、大学食堂程度の食費、保険料等が奨学金の対象となります。

募集人員

若干名

応募資格

1. 2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日の期間内に学部または大学院の留学を開始すること。
(在学中でも応募できますが、すでに授業料の支払われた期間は対象となりません)
2. 優れた親善使節として活動に取り組む準備ができている学生であること。
3. 申請者の現住所、本籍、通勤先、通学先のいずれかが地区（鳥取・島根・岡山）内にあること。
4. ロータリアン、ロータリー関係組織職員、その直系卑属・尊属でないこと。
5. 留学する国の言語に堪能で、留学する教育機関において正規の研究に従事する際、不都合のないレベルであること。(英語の場合は TOEFL iBT : 87 以上)
6. 他の地区のロータリー財団補助金奨学金を受けていないこと。

奨学金の条件

1. 奨学金の授与にあたって、ロータリー財団の掲げる諸条件に同意すること。
2. 第 2690 地区および受入れ地区が実施するオリエンテーションに出席すること。
3. 奨学期間の開始前と終了後に派遣ロータリークラブでスピーチを行うこと。
4. 奨学期間中は、ロータリアンおよびそれ以外の人を対象に複数回スピーチを行うこと。(報告書記載)
5. 留学中は全課程において優秀な成績を維持し、奨学金プログラムの親善と学業の両面に等しく重点を置くこと。
6. 受入れ地区では、ロータリーに積極的に関わり、社会奉仕活動や人道的奉仕活動に取り組むこと。
7. 留学中は所定の報告書を定時に提出すること。
8. 奨学期間終了後、財団の学友会活動に参加する。また、派遣クラブや地区の諸活動に参加し、国際ロータリーと長期にわたる関係を築くこと。
9. 奨学期間終了後、連絡先（住所、電話、Email 等）に変更が生じた際は、地区ロータリー財団事務所に連絡すること。

応募の期限と方法

所定の申請書をダウンロードし、漏れなく記入（顔写真貼付）し、他の必要書類を添付して
2019 年 1 月 31 日（木）までに地区内のクラブ (<http://rid2690.jp/club/index.html>) へ郵送で提出してください。

★事前にクラブへご連絡ください。

提出書類

1. 「国際ロータリー第 2690 地区 ロータリー財団地区補助金奨学金申請書」
 2. 小論文（留学先使用言語と日本語）
 3. 語学力証明書
 4. 推薦書
 5. 成績証明書
 6. 入学許可書または在学証明書
*応募の際に入学許可を得ていない場合は、指定の時期までに取得すること
 7. 語学力テストの結果（コピー可）
*英語圏：TOEFL、IELTS 等の成績表
*英語圏以外：該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表
- ★提出書類は一切返却しません。

選考

- | | | |
|----------|--------------------|---------------------|
| クラブ選考 | 2019 年 1 月 31 日以降 | クラブ会長・幹事他による書類審査・面接 |
| 地区 1 次選考 | 2019 年 2 月 28 日以降 | 地区担当役員による書類審査 |
| 地区 2 次選考 | 2019 年 3 月 30 日（土） | 地区担当役員による面接審査（岡山市内） |
| 財団本部審査 | 2018 年 6 月頃 | ロータリー財団本部による書類審査 |
- *面接審査は日本語と留学先使用言語の両方で行います。筆記試験はありません。
*スカイプ等を利用したビデオ通話や音声通話による面接は行いません。
*本部審査は地区が対応いたします。

注意

- ・交換留学は対象になりません。
- ・ロータリー財団本部の承認前に支払った費用については、奨学金の対象になりません。
- ・「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」をご覧ください。
- ・奨学金額は、2 次選考終了後に、合格者の人数や期間などを考慮し、地区が決定いたします。
- ・奨学生は 3 ヶ月毎に中間報告書を、奨学期間終了後 1 ヶ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。

お問合せ先

国際ロータリー第 2690 地区 地区ロータリー財団事務所
E-mail office@zaidan-rid2690.jp

地区とは、国際ロータリーの管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な地域内にあるロータリークラブのグループです。2017年7月時点で、200以上の国と地域に約40の地区があり、日本には34地区があります。国際ロータリー第2690地区には鳥取県、島根県、岡山県内の66クラブが所属しています。ロータリーの年度は7月1日から6月30日までです。

国際ロータリー第 2690 地区
次期クラブロータリー財団委員長研修会・地区補助金管理セミナー
出席報告

氏 名

職業分類

所属クラブ

国際ロータリー第 2690 地区「次期クラブロータリー財団委員長研修会・
地区補助金管理セミナー」に出席されたことを報告します。

2018 年 12 月 9 日

国際ロータリー第 2690 地区
次期地区代表幹事 岸 篤彦

国際ロータリー第2690地区
地区ガバナーエレクト

古瀬 俱之

〒693-0004 出雲市渡橋町826
TEL : 0853-77-5599 FAX : 0853-77-5534
E-mail : furuse.g-2690@icv.ne.jp